

政令第三百三三号

中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令

内閣は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第二百一十号）その他の中央省庁等改革関係法律の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、この政令を制定する。

（内閣法制局設置法施行令の一部改正）

第一条 内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、総理府（公正取引委員会、公害等調整委員会、金融再生委員会、総務庁及び環境庁を除く。）、法務省、文部省、運輸省又は建設省」を「（内閣府を除く。）、内閣府（金融庁を除く。）、法務省、文部科学省又は国土交通省」に改める。

第三条第一号中「金融再生委員会、総務庁、外務省、大蔵省、郵政省若しくは自治省」を「金融庁、総務省（公正取引委員会及び公害等調整委員会を除く。）、外務省若しくは財務省」に改める。

第三条の二中「環境庁、厚生省、農林水産省、通商産業省又は労働省」を「厚生労働省、農林水産省、経済産業省又は環境省」に改める。

(内閣官房組織令の一部改正)

第二条 内閣官房組織令(昭和三十二年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(内部組織)

第一条 内閣官房に、次の三室を置く。

内閣総務官室

内閣広報室

内閣情報調査室

第二条(見出しを含む。)中「内閣参事官室」を「内閣総務官室」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 総理大臣官邸の管理運営に関すること。

第二条に次の二項を加える。

2 内閣総務官室に、内閣総務官一人を置く。

3 内閣総務官は、内閣総務官室の事務を掌理する。

第三条を次のように改める。

(内閣広報室)

第三条 内閣広報室においては、次の事務をつかさどる。

一 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち広報に関するもの

二 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち広報に関するもの

三 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち広報に関するもの

四 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち広報に関するもの

2 前項に定めるもののほか、内閣広報室は、内閣広報官が内閣法第十七条第二項に規定する広報に関することを処理することについて、これを補佐する。

3 内閣広報官は、内閣広報室の事務を掌理する。

第四条から第六条までを削る。

第七条に次の一項を加える。

2 内閣情報官は、内閣情報調査室の事務を掌理する。

第七条を第四条とし、同条の次に次の三条を加える。

(総理大臣官邸事務所長)

第五条 内閣総務官室に、総理大臣官邸事務所長一人を置く。

2 総理大臣官邸事務所長は、内閣総務官室の事務のうち総理大臣官邸の管理運営に関すること及び特に命ぜられた機密に関することをつかさどる。

(内閣審議官)

第六条 内閣官房に、内閣審議官を置く。

2 内閣審議官は、命を受けて、内閣官房の事務のうち重要事項に係るものに参画し、及びその事務の一部を総括整理する。

3 内閣審議官の定数は、併任の者を除き、十人とする。ただし、そのうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

第七条 内閣総務官室、内閣広報室又は内閣情報調査室（以下「内閣総務官室等」という。）に属しない内閣審議官は、内閣官房副長官補を助け、命を受けて、内閣官房副長官補の掌理する事務のうち重要事項に係るものに参画し、及びその事務の一部を総括整理する。

2 内閣総務官室等に属する内閣審議官は、命を受けて、その属する内閣総務官室等の事務のうち重要事項に係るものに参画し、及びその属する内閣総務官室等の事務の一部を総括整理する。

3 内閣総務官室等に属する内閣審議官は、前項に定める職務を行うほか、命を受けて、内閣官房副長官補を助け、内閣官房副長官補の掌理する事務のうち重要事項に係るものに参画し、及びその事務の一部を総括整理する。

第八条から第十一条までを次のように改める。

(内閣参事官)

第八条 内閣官房に、内閣参事官を置く。

2 内閣参事官は、命を受けて内閣官房の事務の一部をつかさどる。

3 内閣参事官の定数は、併任の者を除き、三十九人とする。ただし、そのうち四人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

第九条 内閣総務官室等に属しない内閣参事官は、内閣官房副長官補を助け、命を受けて内閣官房副長官補の掌理する事務の一部をつかさどる。

2 内閣総務官室等に属する内閣参事官は、命を受けてその属する内閣総務官室等の事務(内閣総務官室については、総理大臣官邸事務所長のつかさどるものを除く。)の一部をつかさどる。

3 内閣総務官室等に属する内閣参事官は、前項に定める職務を行うほか、命を受けて、内閣官房副長官補を助け、内閣官房副長官補の掌理する事務の一部をつかさどる。

(内閣危機管理監の事務の整理)

第十条 内閣総理大臣の指定する内閣官房副長官補は、内閣危機管理監の事務の整理を掌理する。

(内閣総理大臣等に附属する秘書官の定数)

第十一条 内閣総理大臣に附属する秘書官の定数は五人とし、内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官の定数はそれぞれ一人とする。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とする。

附則第二項中「中央省庁等改革基本法(平成十年法律第百三十三号)第六十条第三項の規定又は」を削り、「中央省庁等改革推進本部令」を「中央省庁等改革推進本部の組織等に関する政令」に、「第三条第二項」を「第三条又は第四条第二項」に改め、「内閣審議官は」の下に「、内閣総務官室等に属しないものとし」を加え、「第十条第一項」を「第七条第一項」に改め、「、内閣内政審議室、内閣外政審議室、内閣安全保障・危機管理室又は内閣広報官室に属しないものとし」を削る。

附則第三項中「第八条」を「第六条」に改め、「内閣審議官」の下に「(同条第三項ただし書の規定により置かれるものを除く。)」を加える。

(中央省庁等改革推進本部令の一部改正)

第三条 中央省庁等改革推進本部令(平成十年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中央省庁等改革推進本部の組織等に関する政令

第六条を第七条とし、第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(事務局長)

第三条 事務局長は、内閣審議官をもって充てる。

(物価統制令施行令の一部改正)

第四条 物価統制令施行令(昭和二十七年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

(地方制度調査会令の一部改正)

第五条 地方制度調査会令(昭和二十七年政令第四百六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

第四条中「を除く外、調査会の」を「のほか、」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「自治省において」を「内閣府大臣官房企画調整課において総務省自治行政局自治政策課の協力を得て」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(資料の提出等の要求)

第三条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令の一部改正)

第六条 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令(昭和三十一年政令第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第九条」に改める。

第二条第二項中「及び関係行政機関の職員」を削り、同条第四項中「学識経験がある者のうちから任命

される」を削り、同条第五項中「前項の」を削る。

第三条第二項中「及び関係行政機関の職員」を削る。

第四条を次のように改める。

（庶務）

第四条 原子力委員会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が総括し、又は処理する。ただし、関係行政機関（内閣府本府を除く。）の所掌に属する事項に係る庶務の処理については、当該関係行政機関の担当部局等と共同して行う。

第六条第一項中「この条において」を削る。

第七条を次のように改める。

（原子炉安全専門審査会等の議事）

第七条 原子力安全委員会の委員長は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第二十四条第二項の規定による意見及び同法第二十六条第四項において準用する同法第二十四条第二項の規定による意見（軽微な変更に係るものを除く。）に係る事項については

、法第十六条第二項の規定による指示を行うものとする。

2 原子炉安全専門審査会は、審査委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 原子炉安全専門審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第一項に規定する事項については、出席者の四分の三以上でこれを決する。

4 前三項の規定は、核燃料安全専門審査会の議事について準用する。この場合において、第一項中「第二十四条第二項の規定による意見及び同法第二十六条第四項において準用する同法第二十四条第二項」とあるのは、「第四条第二項、第十四条第二項、第四十三条の五第二項、第四十四条の二第三項及び第五十一条の三第二項の規定による意見並びに同法第六条第三項において準用する同法第四条第二項、同法第十六条第三項において準用する同法第十四条第二項、同法第四十三条の七第三項において準用する同法第四十三条の五第二項、同法第四十四条の四第五項において準用する同法第四十四条の二第三項及び同法第五十一条の五第三項において準用する同法第五十一条の三第二項」と、「第十六条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と読み替えるものとする。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(事務局の内部組織)

第八条 原子力安全委員会の事務局に、その局務を遂行するため、課を置く。

2 前項に定めるもののほか、原子力安全委員会の事務局に、命を受けて局務に関する重要事項に係るものに参画する職を置くことができる。

3 第一項の規定に基づき置かれる課の数は、四以内とする。

4 前三項に定めるもののほか、原子力安全委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

(台風常襲地帯の指定基準に関する政令の一部改正)

第七条 台風常襲地帯の指定基準に関する政令(昭和三十三年政令第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第一号中「総理府令」を「内閣府令」に、「わが国」を「我が国」に改め、第二号中「わが国」を「我が国」に改める。

(総務庁設置法第四条第五十一号に規定する北方地域の範囲を定める政令の一部改正)

第八条 総務庁設置法第四条第五十一号に規定する北方地域の範囲を定める政令（昭和三十四年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「総務庁設置法第四条第五十一号」を「内閣府設置法第四条第一項第十三号」に改める。

本則中「総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第五十一号」を「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第十三号」に改める。

（国民生活審議会令の一部改正）

第九条 国民生活審議会令（昭和三十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条第一項中「審議会」を「国民生活審議会（以下「審議会」という。）」に改め、同条第二項中「特別委員」を「臨時委員」に改め、同条第三項中「三十人以内」を削り、同条第四項中「若干人」を削り、同条を第一条とする。

第三条第二項中「総理する」を「総理し、審議会を代表する」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出し中「特別委員」を「臨時委員」に改め、同条第四項中「特別委員は、」を「臨時委員は

、当該特別の事項に関し」に改め、同条第五項中「特別委員は、」を「臨時委員は、その者の任命に係る」に改め、同条第六項中「関係行政機関の職員、」を「当該専門の事項に関し」に改め、同条第七項中「当該専門」を「その者の任命に係る当該専門」に改め、同条第九項及び第十項中「特別委員」を「臨時委員」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二項中「特別委員」を「臨時委員」に改め、同条第三項中「部会に、」を「部会に」に、「委員又は特別委員が、」を「委員が」に改め、同条第五項中「又は特別委員」を削り、同条に次の一項を加える。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

第七条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

第八条中「経済企画庁国民生活局」を「内閣府国民生活局総務課」に改める。

(選挙制度審議会令の一部改正)

第十条 選挙制度審議会令(昭和三十六年政令第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「自治省行政局選挙部選挙課において」を「内閣府大臣官房企画調整課において総務省自治行政局選挙部選挙課の協力を得て」に改める。

(税制調査会令の一部改正)

第十一条 税制調査会令(昭和三十七年政令第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項及び第三項中「若干人」を削る。

第五条第二項中「属すべき委員」の下に「、特別委員」を加える。

第六条を次のように改める。

(議事)

第六条 調査会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 調査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

第八条中「内閣総理大臣官房内政審議室において大蔵省主税局及び自治省税務局」を「内閣府大臣官房企画調整課において財務省主税局総務課及び総務省自治税務局企画課」に改める。

(災害対策基本法施行令の一部改正)

第十二条 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「自治大臣」を「総務大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

第三条第四項中「と(いう)は、」の下に「その者の任命に係る」を加える。

第四条の見出し中「部会」を「専門調査会」に改め、同条第一項中「定めるところにより、部会」を「議決により、専門調査会」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、会長が指名する。ただし、会長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として委員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

第四条第四項及び第五項を削る。

第五条を次のように改める。

(中央防災会議の庶務)

第五条 中央防災会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する。

第六条の見出し中「議事等」を「議事の手続等」に改め、同条中「議事」を「議事の手続」に、「はかつて」を「諮つて」に改める。

第二十三条中「海上保安監部、海上保安部、海上警備救難部及び海上保安署」を「その管轄区域及び所掌事務を勘案して内閣府令で定める事務所」に改める。

第二十四条中「、海上保安監部、海上保安部、海上警備救難部若しくは海上保安署」を「若しくは管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるもの」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三三

)の一部を次のように改正する。

本則中「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

第一条第二項中「主務大臣」を「同項の事業に関する主務大臣」に改める。

第三条中「主務大臣」を「当該事業に関する主務大臣」に改め、同条第五号中「溝渠」を「溝渠」に改める。

第七条第一項第一号中「主務大臣の」を「当該事業に関する主務大臣の」に、「主務大臣が」を「当該主務大臣が」に改める。

第九条第一項及び第二項中「主務大臣」を「当該事業に関する主務大臣」に改める。

第十三条第二項中「主務大臣」を「法第三条第一項各号に掲げる事業に関する主務大臣」に改める。

第四十二条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「主務大臣」を「財務大臣及び国土交通大臣」に

改め、同条第二項中「主務大臣」を「財務大臣及び国土交通大臣」に改める。

別表第一中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

別表第三中「行なう」を「行う」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

（消費者保護会議令の一部改正）

第十四条 消費者保護会議令（昭和四十三年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「経済企画庁国民生活局消費者行政第一課」を「内閣府国民生活局消費者企画課」に改める。

（国民生活センター法施行令の一部改正）

第十五条 国民生活センター法施行令（昭和四十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「つど」を「都度」に改め、同条第一号中「大蔵省」を「内閣府」に改め、同条第二号中「経済企画庁」を「財務省」に改める。

第三条中「経済企画庁国民生活局」を「内閣府国民生活局消費者調整課」に改める。

（沖縄開発庁において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第十六条 沖繩開発庁において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令

第百八十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「沖繩開発庁」を「内閣府」に改める。

第一条第一項中「沖繩開発庁設置法（以下「法」という。）第四条第四号」を「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）第四条第三項第十九号」に改め、同項第十九号中「沖繩開発庁長官」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「第四条第四号」を「第三条第三項第十九号」に改める。

第二条第一項の表中

通商産業局において所掌する こととされている事務	通商産業局	通商産業局長	通商産業局の 職員
地方運輸局において所掌する こととされている事務	地方運輸局	地方運輸局長	地方運輸局の 職員
港湾建設局において所掌する こととされている事務	港湾建設局	港湾建設局長	港湾建設局の 職員

を

地方建設局において所掌することとされている事務	地方建設局	地方建設局長	地方建設局長	地方建設局の職員
-------------------------	-------	--------	--------	----------

経済産業局において所掌することとされている事務	経済産業局	経済産業局長	経済産業局の職員
地方整備局において所掌することとされている事務	地方整備局	地方整備局長	地方整備局の職員
地方運輸局において所掌することとされている事務	地方運輸局	地方運輸局長	地方運輸局の職員

に改める。

第二条第二項中「地方運輸局の」を削り、「第十条」を「第四十七条第一項及び第三項」に、「運輸省組織令（昭和五十九年政令第百七十五号）第二百一十一条第一項の海事に関する」を「国土交通省組織令（平成十二年政令第 号）第二百十二条第二項に規定する」に改め、同条第三項中「地方運輸局の」を削り、「第十条」を「第四十七条第一項及び第三項」に改める。

第三条中「附則第三条第一項」を「附則第二条第一項第一号」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法施行令の一部改正)

第十七条 沖繩振興開発特別措置法施行令(昭和四十七年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「沖繩開発庁長官」を「内閣総理大臣」に、「建設大臣」及び「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「労働大臣」及び「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

別表第一道路の項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表空港の項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表水道の項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「沖繩開発庁長官」を「内閣総理大臣」に改め、同表下水道の項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表砂防設備の項中「主務大臣」を「国土交通大臣」に改め、同表海岸の項中「主務大臣が」を「同法第四十条第一項に規定する主務大臣が」に、「主務大臣以外」を「海岸法第四十条第一項に規定する主務大臣以外」に改める。

(沖繩振興開発金融公庫法施行令の一部改正)

第十八条 沖繩振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「

大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

（沖繩振興開発審議会令の一部改正）

第十九条 沖繩振興開発審議会令（昭和四十七年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

第六条中「沖繩開発庁総務局企画課において」を「内閣府本府に置かれる政策統括官が」に改める。

（総合研究開発機構法施行令の一部改正）

第二十条 総合研究開発機構法施行令（昭和四十八年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「大蔵省」を「内閣府」に改め、同条第二号中「経済企画庁」を「財務省」に改める。

第三条中「経済企画庁総合計画局」を「内閣府大臣官房企画調整課」に改める。

第四条を削る。

（国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正）

第二十一条 国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（地方公共団体が処理する事務等）」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項第一号中「運輸省組織令（昭和五十九年政令第百七十五号）第百二十一条第一項の海事に関する」を「国土交通省組織令（平成十二年政令第 号）第二百十二条第二項に規定する」に、「同条第四項」を「法第二十二条第四項」に改め、同項を同条第四項とする。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十二条 活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条第二項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六条第二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

（大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十三条 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第二条第一号中「主務大臣」を「当該施設に関する主務大臣」に改める。

第七条第二項中「海上保安監部、海上保安部又は海上警備救難部」を「管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるもの」に改める。

第十条中「海上保安監部、海上保安部及び海上警備救難部」を「その管轄区域及び所掌事務を勘案して内閣府令で定める事務所」とする。

第十三条中「海上保安監部、海上保安部、海上警備救難部若しくは海上保安署」を「管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるもの」に改める。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正)

第二十四条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第一条中「国の行政機関及び特別の機関」を「機関」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

内閣府

国家公安委員会

警察庁

防衛庁

防衛施設庁

金融庁

総務省

郵政事業庁

消防庁

法務省

外務省

財務省

国税庁

文部科学省

文化庁

厚生労働省

農林水産省

食糧庁

林野庁

水産庁

経済産業省

資源エネルギー庁

国土交通省

気象庁

海上保安庁

環境省

(衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の一部改正)

第二十五条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令(平成六年政令第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「自治省行政局選挙部選挙課において」を「内閣府大臣官房企画調整課において総務省自治行政局選挙部選挙課の協力を得て」に改める。

(沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第二十六条 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令(平成七年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第四項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

(地震防災対策特別措置法施行令の一部改正)

第二十七条 地震防災対策特別措置法施行令(平成七年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同条第二項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同条第五項中「自治大臣」を「総務大臣」に改める。

(高齢社会対策会議令の一部改正)

第二十八条 高齢社会対策会議令(平成七年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務庁長官官房高齢社会対策室において」を「内閣府本府に置かれる政策統括官が」に改める。

(国会等移転審議会令の一部改正)

第二十九条 国会等移転審議会令(平成八年政令第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項及び第五項中「又は専門委員」を削る。

第二条の見出しを「(議事)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(経済戦略会議令の一部改正)

第三十条 経済戦略会議令(平成十年政令第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(議事)

第四条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(被災者生活再建支援法施行令の一部改正)

第三十一条 被災者生活再建支援法施行令(平成十年政令第三百六十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(民間資金等活用事業推進委員会令の一部改正)

第三十二条 民間資金等活用事業推進委員会令(平成十一年政令第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第四項中「又は専門委員」を削る。

第六条を第七条とする。

第五条中「内閣総理大臣官房内政審議室において」を「内閣府本府に置かれる政策統括官が」に改め、

同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(議事)

第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(宮内庁法施行令の一部改正)

第三十三条 宮内庁法施行令(昭和二十二年政令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条」を「第一条第二項」に改める。

(宮内庁組織令の一部改正)

第三十四条 宮内庁組織令(昭和二十七年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 宮内庁長官秘書官(第一条)

第二章 内部部局

第一節 部の設置等（第二条 第十条）

第二節 課の設置等（第十一条 第三十一条）

第三章 施設等機関（第三十二条 第三十四条）

附則

第三十一条第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改め、第二章中同条を第三十四条とする。

第三十条第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十九条を第三十二条とする。

第二章を第三章とする。

第一章第二節中第二十八条を第三十一条とし、第十六条から第二十七条までを三条ずつ繰り下げ、第十五条の二を第十八条とし、第九条から第十五条までを二条ずつ繰り下げる。

第一章第一節中第八条を第十条とし、第四条から第七条までを二条ずつ繰り下げ、第三条の二を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条の前の見出しを削り、同条第三項中「第十条から第十二条まで」を「第十二条から第十四条まで」に改め、同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「（特別な職）」を付する。

第一条を第二条とする。

第一章を第二章とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 宮内庁長官秘書官

（宮内庁長官秘書官の定数）

第一条 宮内庁長官秘書官の定数は、一人とする。

（警察法施行令の一部改正）

第三十五条 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「国家公安委員会が」を「国家公安委員会規則で」に改める。

（警察庁組織令の一部改正）

第三十六条 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の八」を「第四条の六」に、「第十三条の七」を「第十三条の六」に改める。

第一条の見出しを「（総括審議官）」に改め、同条第一項中「総務審議官」を「総括審議官」に改め、同条第二項中「総務審議官」を「総括審議官」に、「総合調整」を「調整」に改める。

第二条の三第一項中「参事官一人」を「参事官四人」に改める。

第三条第一項中「六課」を「四課」に改め、「教養課」及び「装備課」を削る。

第四条の二に次の二号を加える。

六 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関する事務一般に関すること。

七 警察教養施設の整備及び運営に関すること。

第四条の三第六号中「取締」を「取締り」に改め、同条に次の四号を加える。

七 警察装備に関する調査及び企画並びに警察装備の研究及び開発並びに使用基準に関すること。

八 警察装備の整備計画に関すること。

九 けん銃の修理及び弾薬の製造に関すること。

十 警察官の服制に関すること。

第四条の四を削る。

第四条の五第九号中「総合調整」を「調整」に改め、同条を第四条の四とする。

第四条の六を削る。

第四条の七第一号中「総合調整」を「調整」に改め、同条を第四条の五とし、第四条の八を第四条の六とする。

第十三条の二中「五課」を「四課」に改め、「都市交通対策課」を削る。

第十三条の三第一号中「の調査及び企画」を「及び交通警察の運営に関する企画及び調査」に改め、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号中「技術的研究」の下に「並びに次条第一号並びに第十三条の五第一号及び第二号に掲げる事務についての技術的研究（高度な情報通信の技術に関するものに限る。）」を加え、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 高速道路交通警察隊の管理に関すること。

第十三条の四第一号及び第四号中「（都市交通対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第

六号中「関すること」の下に「（交通企画課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十三条の五第一号及び第二号中「（都市交通対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第四号中「及び第二号」を「、第二号及び前号」に改め、「関すること」の下に「（交通企画課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十五号）の施行に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。

第十三条の六を削り、第十三条の七を第十三条の六とする。

第十四条中「六課」を「五課」に改め、「公安第三課」を削る。

第十五条第一号及び第二号中「、公安第三課」を削る。

第十五条の三を削る。

第二十一条の二第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則第二項中「参事官」の下に「のうち一人」を加える。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第三十七条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

本則（第一条の二第二号を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第一条の二第一号中「関係行政機関（」の下に「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び」を加え、「の行政機関」を「に規定する機関」に改め、同条第二号中「総理府令・文部省令」を「内閣府令・文部科学省令」に改める。

第五条の十第三項及び第四項並びに第六条の三第三項及び第五項中「国家公安委員会が」を「国家公安委員会規則で」に改める。

（遺失物法施行令の一部改正）

第三十八条 遺失物法施行令（昭和三十三年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令」を「内閣府令」に、「命令」を「政令」に改める。

第十八条中「すみやかに」を「速やかに」に、「取締」を「取締り」に改め、「行政機関（」の下に「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び」を加え、「第三条第二項の行政機関」を「第三条第二項に規定する機関」に改める。

(道路交通法施行令の一部改正)

第三十九条 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令」を「内閣府令」に、「郵政省」を「総合通信局又は沖縄総合通信事務所」に改める。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正)

第四十条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第四条第二項第十号中「郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第四条第四十九号、第五十号及び第五十三号に掲げる事務」を「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第二十八条第一項に規定する事務(同法第四条第六十九号及び第七十号に掲げる事務に係るものに限る。)」に改める。

(自動車安全運転センター法施行令の一部改正)

第四十一条 自動車安全運転センター法施行令(昭和五十年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「大蔵省」を「財務省」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第四十二条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令(昭和二十七年政令第四百十九号)の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令」を「内閣府令」に、「建設省令」を「国土交通省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第四十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条の二、第六条の七第四項、第八条の三第二項、第八条の四第二項、第十二条の五第一号イ

及び第十二条の六第一項第一号を除く。)中「総理府令」を「内閣府令」に、「調達実施本部長」を「契約本部長」に、「参事官等」を「防衛参事官等」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「厚生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第二条の二の見出し中「参事官等」を「防衛参事官等」に改め、同条中「参事官等俸給表」を「防衛参事官等俸給表」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「参事官及び」を「防衛参事官及び」に改める。

第六条の七第四項中「参事官等俸給表」を「防衛参事官等俸給表」に、「参事官等若しくは」を「防衛参事官等若しくは」に改める。

第八条の三第二項中「参事官等俸給表」を「防衛参事官等俸給表」に、「落下さん隊員手当」を「落下傘隊員手当」に改める。

第八条の四第二項中「参事官等俸給表」を「防衛参事官等俸給表」に、「参事官等及び」を「防衛参事官等及び」に改める。

第十二条の五第一号イ及び第十二条の六第一項第一号中「参事官等俸給表」を「防衛参事官等俸給表」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(総務大臣との協議)

第二十七条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、総務大臣と協議するものとする。

一 法第四条第四項ただし書、第四条の二第二項及び第十二条第二項の規定、法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の四、第十一条の五、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十三条の三第一項の規定、法第十四条第三項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の五並びに第十一条の七第一項及び第二項の規定並びに法第二十三条第六項ただし書の規定により内閣府令を定めようとするとき。

二 法第七条第二項の規定による承認をしようとするとき。

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律第七条第一項及び第二項において読み替えて準用する同法第一条、第二条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二条の二第一項、第三条、第四条並びに第五条第一項の規定による定めをしようとするとき。

四 第一条の二第二項から第四項まで、第二条の二、第三条第十一項、第四条第一項及び第二項、第八

条の二第二項並びに第十条の四第四項の規定により内閣府令を定めようとするとき。

五 第六条の十八の規定による指定をしようとするとき。

別表第一及び別表第一の二中「参事官等俸給表」を「防衛参事官等俸給表」に改める。

別表第二防衛庁の項中「参事官」を「防衛参事官」に改め、同表本庁内部部局の項中

「防衛審議官

課長

を

「審議官

部長

「室長

「課長

課長

に改め、同表調達実施本部の項中「調達実施本部」を「契約本部」に、

を

課長

室長

衛生官

原価計算官

「施設調査官

課長

に改め、同表防衛施設庁内部部局の項中

を削り、同表組織の区分の欄中「、調達実施本

監察官

連絡調整官

部」を「、契約本部」に改め、同表備考中「参事官等」を「防衛参事官等」に改める。

別表第五の二参事官等俸給表の項中「参事官等俸給表」を「防衛参事官等俸給表」に改める。

(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令の一部改正)

第四十四条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和二十九年政令第四百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国の行政機関(」の下に「内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに」を加え、「国の行政機関を」を「機関を」に改める。

(防衛庁組織令の一部改正)

第四十五条 防衛庁組織令(昭和二十九年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 本庁

第一節 防衛参事官（第一条）

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び局（第二条・第九条）

第二款 特別な職の設置等（第十条・第十条の二）

第三款 課の設置等

第一目 長官官房（第十一条・第十四条の三）

第二目 防衛局（第十五条・第二十条）

第三目 運用局（第二十一条・第二十四条の三）

第四目 人事教育局（第二十五条・第二十九条の二）

第五目 管理局（第三十条・第四十二条の三）

第三節 審議会等（第四十三条・第四十三条の三）

第四節 施設等機関（第四十四条）

第五節 特別の機関

第一款 幕僚監部

第一目 陸上幕僚監部（第四十五條・第八十條）

第二目 海上幕僚監部（第八十一條・第一百十三條の二）

第三目 航空幕僚監部（第一百四十四條・第一百四十四條）

第二款 統合幕僚會議（第四百四十五條・第四百五十五條）

第三款 技術研究本部（第一百五十六條・第一百八十二條）

第四款 契約本部（第一百八十三條・第二百九條）

第二章 防衛施設庁

第一節 内部部局（第二百十條・第二百十八條）

第二節 地方支分部局（第二百十九條・第二百二十四條）

第三章 補則（第二百二十五條・第二百二十七條）

附則

「第一章 内部部局等

「第一章 本庁

を

に改める。

第一節 局の設置等

第一節 防衛参事官

第一条を次のように改める。

(防衛参事官の定数)

第一条 防衛庁設置法(以下「法」という。)第九条第三項の防衛参事官の定数は、十人とする。

「第二節 課の設置等

を削る。

第一款 長官官房

第一条の次に次の節名及び款名を付する。

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び局

第二条の前の見出しを削り、同条から第五条までを次のように改める。

(局の設置等)

第二条 本庁に、法の規定により置かれる長官官房のほか、次の四局を置く。

防衛局

運用局

人事教育局

管理局

2 管理局に、原価計算部を置く。

第三条及び第四条 削除

(長官官房の所掌事務)

第五条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 防衛庁長官(以下「長官」という。)の官印及び庁印の保管に関すること。
- 三 防衛庁の職員(自衛官、法第十七条第二項の教育訓練又は法第十八条第二項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。)、予備自衛官及び即応予備自衛官を除く。)の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること(人事管理に関する制度に関するものを除く。)
- 四 法令案の作成及び公文書類の審査に関すること。

- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六 防衛庁の保有する情報の公開に関すること。
- 七 防衛庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 八 内部部局の機構及び定員に関すること。
- 九 防衛庁の行政の考査に関すること。
- 十 国会との連絡に関すること。
- 十一 広報に関すること。
- 十二 防衛庁の所掌に係る経費及び収入の決算及び会計に関する制度並びに会計の監査に関すること（
決算の作成に関することを除く。）。
- 十三 防衛庁所属の物品及び行政財産の管理の基本に関すること。
- 十四 防衛庁の所掌事務に関する法制及びその運用の調査及び研究に関すること。
- 十五 防衛庁の情報システム（指揮通信に関するものを除く。）の整備及び管理に関すること。
- 十六 防衛庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

十七 国立国会図書館支部防衛庁図書館に關すること。

十八 防衛庁の所掌事務に關する訴訟、損失補償及び損害賠償に關すること。

十九 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第一百五條第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償の基本に關すること。

二十 防衛庁の所掌事務に係る施設の取得及び管理の基本に關すること。

二十一 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に關すること。

二十二 防衛施設中央審議会の庶務に關すること。

二十三 前各号に掲げるもののほか、防衛庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

第六條中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同條第三号中「資料及び」を削り、同條

第四号中「防衛研究所」の下に「が行う第四十四條第二項に規定する調査研究に關すること並びに防衛研究所の管理及び運営一般」を加え、同号を同條第五号とし、同條第三号の次に次の一号を加える。

四 防衛及び警備に關する秘密の保全に關すること。

第七條中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同條第三号を同條第四号とし、同條第二

号の次に次の一号を加える。

三 防衛庁の使用する電波の監理の基本に關すること。

第七条に次の三号を加える。

五 防衛庁の職員の保健衛生の基本に關すること。

六 衛生資材の調達、補給及び管理（以下「調達等」という。）の基本に關すること。

七 衛生資材の研究開発の基本に關すること。

第八条及び第九条を次のように改める。

（人事教育局の所掌事務）

第八条 人事教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛庁の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に關すること（長官官房の所掌に屬するものを除く。）。

二 防衛庁の職員の勤務条件に關する制度に關すること。

三 礼式、表彰及び服制に關すること。

- 四 栄典の推薦及び伝達の実施に関する事。
- 五 防衛庁の職員の補充の基本に関する事。
- 六 防衛庁の職員の福利厚生に関する事。
- 七 防衛庁の職員に貸与する宿舍に関する事。
- 八 恩給に関する連絡事務に関する事。
- 九 防衛庁の職員の給与に関する制度に関する事。
- 十 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金（以下「若年定年退職者給付金」という。）の基本に関する事。
- 十一 所掌事務の遂行に必要な教育訓練（自衛隊の部隊訓練を除く。）の基本に関する事。
- 十二 防衛大学校及び防衛医科大学校の管理及び運営一般に関する事。
- 十三 自衛隊法第百条の二に規定する教育訓練の受託及び実施の基本に関する事。
- 十四 自衛隊法第百条の四に規定する南極地域における科学的調査についての協力の基本に関する事。
- 十五 防衛人事審議会の庶務に関する事。

十六 自衛隊員倫理審査会の庶務に関すること。

(管理局の所掌事務)

第九条 管理局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛庁の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関すること(長官官房の所掌に属するものを除く)。

二 防衛庁の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関すること。

三 内部部局所属の行政財産及び物品の管理の実施に関すること。

四 内部部局所属の建築物の営繕に関すること。

五 庁内の管理に関すること。

六 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(衛生資材を除く。以下この節において「装備品等」という。)の調達等並びに役務の調達の基本に関すること。

七 装備品等の研究開発の基本に関すること。

八 技術研究本部及び契約本部の管理及び運営一般に関すること。

九 法第五条第十三号に掲げる事務（法第十条第五号に掲げる事務を除く。）のうち、自衛隊の任務遂行に必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品並びに役務で長官の定めるものの調達に関する契約に係る原価計算及び原価監査に関すること。

十 防衛調達審議会の庶務に関すること。

2 原価計算部は、前項第九号に掲げる事務をつかさどる。

「第二款 防衛局」を削る。

第九条の次に次の款名を付する。

第二款 特別な職の設置等

第十条を次のように改める。

（官房長）

第十条 官房長は、命を受けて、長官官房の事務を掌理する。

「第三款 運用局」を削る。

第十条の次に次の一条、款名及び目名を加える。

(審議官)

第十条の二 長官官房に、審議官五人を置く。

2 審議官は、命を受けて、防衛庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第三款 課の設置等

第一目 長官官房

「総務課

第十一条の見出し中「の分課」を「に置く課」に改め、同条中「四課」を「五課」に、法規課を

「広報課」

文書課

広報課

に改める。

監査課

施設課

第十二条の見出しを「（秘書課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第二号中「政務次官」を「防衛庁副長官、防衛庁長官政務官」に、「管守」を「保管」に改め、同条第三号中「職員」を「防衛庁の職員」に改め、「任免」の下に「、給与」を加え、「、規律その他」を「その他の」に改める。

第十三条の見出しを「（文書課の所掌事務）」に改め、同条中「総務課においては、次の」を「文書課は、次に掲げる」に改め、同条第十一号中「長官官房」を「防衛庁」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十号中「防衛施設中央審議会」の下に「の庶務」を加え、同号を同条第十六号とし、同条第九号を同条第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 防衛庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

第十三条中第八号を第十三号とし、第七号を第十二号とし、同条第六号中「統計」を「防衛庁の所掌事務に係る統計に関する事務の総括」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第五号中「所管行政」を「防衛庁の行政」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 防衛庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

第十三条第四号中「事務の機械化その他所管行政」を「防衛庁」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 防衛庁の情報システム（指揮通信に関するものを除く。）の整備及び管理に関すること。

第十三条第三号中「組織」を「機構」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「所管行政の」を「防衛庁の所掌事務に関する」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号中「公文書」を「公文書類」に、「保管」を「保存」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 防衛庁の保有する情報の公開に関すること。

第十三条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 法令案の作成並びに公文書類の審査及び進達に関すること。

二 防衛庁の所掌事務に関する法制及びその運用の調査及び研究に関すること。

第十三条の二を削る。

第十四条を次のように改める。

(広報課の所掌事務)

第十四条 広報課は、広報に関する事務をつかさどる。

第十四条の次に次の二条及び目名を加える。

(監査課の所掌事務)

第十四条の二 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛庁の所掌に係る経費及び収入の決算及び会計に関する制度並びに会計の監査に関すること(決算の作成に関するものを除く)。

二 防衛庁所属の物品の管理の基本に関すること。

三 防衛庁の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること。

四 自衛隊法第二百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償の基
本に関すること。

(施設課の所掌事務)

第十四条の三 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛庁所属の行政財産の管理の基本に関する事。
- 二 防衛庁の所掌事務に係る施設の取得及び管理の基本に関する事。
- 三 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関する事。
- 四 防衛庁本庁所属の建築物の営繕に関する事務の総括に関する事。
- 五 防衛庁の所掌事務の遂行に伴つて生ずる生活環境に係る被害の防止又は軽減その他の環境の保全に關しての關係部局及び機關との連絡調整に関する事。

第二目 防衛局

第十五条の見出し中「の分課」を「に置く課」に改める。

第十六条の見出しを「（防衛政策課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「所掌事務の」を「所掌事務に関する」に改め、同条第四号中「防衛研究所」の下に「が行う第四十四条第二項に規定する調査研究に関する事並びに防衛研究所の管理及び運営一般」を加える。

第十七条を削る。

第十六条の二の見出しを「（国際企画課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条を第十七条とする。

第十八条の見出しを「（計画課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改める。

第十九条の見出しを「（調査課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「第十六条の二」を「第十七条」に、「（次号において「防衛の基本等に関する事務」という。）に必要な資料及び」を「に必要な」に改め、「に関する総合的な政策の立案並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに統合幕僚会議が行う資料及び情報の収集整理の調整」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十条の次に次の目名を付する。

第三目 運用局

第二十一条の見出し中「の分課」を「に置く課等」に改め、同条中「四課」の下に「及び衛生官一人」を加える。

第二十二条の見出しを「（運用企画課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「所掌事務の」を「所掌事務に関する」に改め、同条第三号及び第四号中「及びその研究」を削る。

第二十三条の見出しを「（運用課の所掌事務）」に改め、同条中「運用課においては」を「運用課は」に改める。

第二十四条の見出しを「（指揮通信課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改める。

第二十四条の二の見出しを「（訓練課の所掌事務）」に改め、同条中「訓練課においては」を「訓練課は」に改める。

「第四款 人事教育局」を削る。

第二十四条の二の次に次の一条及び目名を加える。

（衛生官の職務）

第二十四条の三 衛生官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛庁の職員の保健衛生の基本に関すること。
- 二 衛生資材の調達等の基本に関すること。
- 三 衛生資材の研究開発の基本に関すること。

第四目 人事教育局

第二十五条の見出し中「の分課」を「に置く課」に改め、同条中「五課」を「四課」に改め、「衛生課」を削る。

第二十六条の見出しを「（人事第一課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「所掌事務の」を「所掌事務に関する」に改め、同条第二号中「任免」の下に「、給与」を加え、「、規律その他」を「その他の」に改め、同条第三号及び第四号中「職員」を「防衛庁の職員」に改め、同条第六号及び第七号を次のように改める。

六 栄典の推薦及び伝達の実施に関すること。

七 防衛人事審議会の庶務に関すること。

第二十六条第八号中「自衛隊員倫理審査会」の下に「の庶務」を加える。

第二十七条の見出しを「（人事第二課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「職員」を「防衛庁の職員」に改め、同条第二号中「その他」を「、給与その他の」に改め、同条第三号中「その他」を「その他の」に改める。

第二十九条の見出しを「（厚生課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「職員の福利厚生の基本」を「防衛庁の職員の福利厚生」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「職員の」を「防衛庁の職員に貸与する」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「職員の恩給」を「恩給に関する連絡事務」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「職員の給与の」を「防衛庁の職員の給与に関する」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を削り、第七号を第五号とする。

第二十九条の二の見出しを「（教育課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 所掌事務の遂行に必要な教育訓練（自衛隊の部隊訓練を除く。）の基本に関すること。

第二十九条の二第二号中「防衛大学校」の下に「及び防衛医科大学校の管理及び運営一般」を加える。

第二十九条の三を削る。

「第五款 経理局」を削り、第二十九条の二の次に次の目名を付する。

第五目 管理局

第三十条を次のように改める。

(管理局に置く課等)

第三十条 管理局に、原価計算部に置くもののほか、次の五課を置く。

会計課

装備企画課

艦船武器課

航空機課

開発計画課

2 原価計算部に、原価管理課及び原価計算官五人を置く。

第三十一条の見出しを「(会計課の所掌事務)」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲

げる」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一 管理局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 防衛庁の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関すること（長官官房の所掌に属するものを除く。）。

三 防衛庁の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関すること。

第三十一条第四号中「内部部局の」を「内部部局所属の」に、「取得及び管理」を「管理の実施」に改め、同条第五号中「経理局」を「管理局」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 内部部局所属の建築物の営繕に関すること。

六 庁内の管理に関すること。

「第六款 装備局」を削る。

第三十二条から第三十五条までを次のように改める。

第三十二条から第三十五条まで 削除

第三十六条の見出しを「(装備企画課の所掌事務)」に改め、同条中「管理課においては、次の」を「装備企画課は、次に掲げる」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「並びに装備品等の規格の統一及び研究改善」を「及び装備品等の研究開発」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「、役務の調達及び装備品等の規格の統一」を「及び役務の調達」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「、役務の調達及び装備品等の規格の統一」を「及び役務の調達」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「以下この条」を「次号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号を削り、同条第九号中「調達実施本部」を「契約本部の管理及び運営一般」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 防衛調達審議会の庶務に関すること。

第三十六条第十号を削る。

第三十八条の見出しを「(艦船武器課の所掌事務)」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に、「管理課」を「装備企画課」に改め、同条第一号中「以下この条」を「次号」に改め、同条第三号を削る。

第四十一条の見出しを「（航空機課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に、「管理課」を「装備企画課」に改め、同条第一号中「以下この条」を「次号」に改め、同条第三号を削る。

第四十二条の見出しを「（開発計画課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 装備品等の研究開発の基本に関すること。
- 二 技術研究本部の管理及び運営一般に関すること。

「第二章 審議会等」を削る。

第四十二条の次に次の二条及び節名を加える。

（原価管理課の所掌事務）

第四十二条の二 原価管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 原価計算及び原価監査に関する事務の総括に関すること。
- 二 原価計算及び原価監査に関する共通的な事項の調査に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、原価計算部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

(原価計算官の職務)

第四十二条の三 原価計算官は、命を受けて、法第五条第十三号に掲げる事務(法第十条第五号に掲げる事務を除く。)のうち、自衛隊の任務遂行に必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品並びに役務で長官の定めるものの調達に関する契約に係る原価計算及び原価監査に関する事務(前条第二号に掲げる事務を除く。)を分掌する。

第三節 審議会等

第四十三条を次のように改める。

(設置)

第四十三条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本庁に、次の審議会等を置く。

防衛人事審議会

防衛調達審議会

「第三章 施設等機関」を削る。

第四十三条の次に次の二条及び節名を加える。

(防衛人事審議会)

第四十三条の二 防衛人事審議会は、自衛隊法に基づきその権限に属させられた事務をつかさどる。

2 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会に関し必要な事項については、防衛人事審議会令(平成十

二年政令第 号)の定めるところによる。

(防衛調達審議会)

第四十三条の三 防衛調達審議会は、防衛調達(装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品並びに役務

の調達をいう。以下この項において同じ。)に関する規則及び防衛調達の実施に関する計画について調

査審議し、並びにこれらに関し、必要に応じ、長官に対して意見を述べる。

2 前項に定めるもののほか、防衛調達審議会に関し必要な事項については、防衛調達審議会令(平成十

二年政令第 号)の定めるところによる。

第四節 施設等機関

第四十四条第一項中「本庁」を「法律の規定により置かれる施設等機関のほか、本庁」に改め、同条第

四項中「総理府令」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「法第五条第三十九号」を「防衛研究所は、法第五条第三十一号」に改め、「は、防衛研究所」を削る。

「第四章 特別の機関」

第一節 幕僚監部

を削り、第四十四条の次に次の節名、款名及び目名を付する。

第一款 陸上幕僚監部

第五節 特別の機関

第一款 幕僚監部

第一目 陸上幕僚監部

第四十五条及び第四十六条中「この款」を「この目」に改める。

第六十六条第三号中「調達実施本部」を「契約本部」に改める。

第六十七条第二号、第六十八条第二号、第六十九条第二号、第七十条第二号、第七十一条第四号及び第七十七条第四号中「調達実施本部の」を「管理局及び契約本部の」に、「調達実施本部に」を「契約本部に」に改める。

「第二款 海上幕僚監部」を削り、第八十条の次に次の目名を付する。

第二目 海上幕僚監部

第八十一条及び第八十二条中「この款」を「この目」に改める。

第八十七条第二号中「調達実施本部」を「管理局及び契約本部」に改める。

第二百三条第二号中「この款」を「この目」に改め、同条第五号及び第六号中「調達実施本部」を「契約本部」に改める。

第二百四条第二号及び第三号中「調達実施本部」を「契約本部」に改める。

第二百五条第一号中「この款」を「この目」に改め、同条第二号及び第三号中「調達実施本部」を「契約本部」に改める。

第二百六条第二号及び第三号並びに第二百七条第三号中「調達実施本部」を「契約本部」に改める。

「第三款 航空幕僚監部」を削り、第二百十三条の二の次に次の目名を付する。

第三目 航空幕僚監部

第二百十四条及び第二百五条中「この款」を「この目」に改める。

第二百一十一条第二号中「調達実施本部」を「管理局及び契約本部」に改める。

第二百三十四条第三号中「この款」を「この目」に改める。

第二百三十五条第一号中「調達実施本部」を「契約本部」に改める。

「第二節 統合幕僚会議」を削り、第四百四十四条の次に次の款名を付する。

第二款 統合幕僚会議

第四百四十八条第十一号及び第二百五十条第一号中「この節」を「この款」に改める。

第二百五十五条第四項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

「第三節 技術研究本部」を削り、第二百五十五条の次に次の款名を付する。

第三款 技術研究本部

第一百五十六条第一項中「この節」を「この款」に改める。

第八十二条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

「第四節 調達実施本部」を削り、第八十二条の次に次の款名を付する。

第四款 契約本部

第百八十三条第一項中「調達実施本部の」を「契約本部の」に、「調達実施本部長」を「契約本部長」に、「本節」を「この款」に改める。

第百八十四条第一項中「調達実施本部」を「契約本部」に、「六人」を「五人」に改める。

第百八十五条から第百八十八条までを次のように改める。

（課及び室の設置）

第百八十五条 契約本部に、次の十四課及び一室を置く。

総務課

会計課

監査課

企画調整課

契約管理第一課

契約管理第二課

契約管理第三課

契約管理第四課

契約第一課

契約第二課

契約第三課

契約第四課

契約第五課

輸入課

調査研究室

(総務課の所掌事務)

第百八十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 本部長の官印及び契約本部印の保管に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

- 四 契約本部の所掌に係る規則の作成に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 契約本部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 六 契約本部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること（調査研究室の所掌に属するものを除く。）。
- 七 契約本部の職員の教育訓練に関すること。
- 八 契約本部の職員の補充に関すること。
- 九 礼式及び服制に関すること。
- 十 契約本部の職員の福利厚生に関すること。
- 十一 契約本部の職員の保健衛生に関すること。
- 十二 契約本部の所掌事務に関する統計に関すること。
- 十三 契約本部の所掌事務に関する訴訟に関すること。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、契約本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（会計課の所掌事務）

第百八十七条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 契約本部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（監査課の所掌に属するものを除く。）。

二 契約本部所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

三 契約本部所属の建築物の営繕に関すること。

（監査課の所掌事務）

第百八十八条 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 業務及び会計の監査に関すること。

二 装備品等及び役務の調達に関する契約（次条及び第二百条において「契約」という。）に関する審査に関すること。

第百八十九条の見出しを「（企画調整課の所掌事務）」に改め、同条中「調整課においては、次の」を「企画調整課は、次に掲げる」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 契約に関する業務に関する企画及び立案（調査研究室の所掌に属するものを除く。）並びに調整に

関すること。

二 契約に関する業務（検査（監督を含む。以下この款において同じ。）その他の契約の履行に関する業務（契約の履行の促進に関する業務を除く。以下この款において「検査等」という。）に関するものを除く。）の総括に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

第百八十九条第三号を削り、同条第四号中「調達業務」を「契約に関する業務」に改め、「（契約管理課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 契約に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

第百八十九条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第百九十条の見出しを「（契約管理第一課の所掌事務）」に改め、同条中「調達管理第一課においては、次の」を「契約管理第一課は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「第四号」を「第三号」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 検査等の総括に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第百九十条第三号を削り、同条第四号中「調達業務」を「契約に関する業務」に、「調達管理第二課、

調達管理第三課及び調達管理第四課」を「他課」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「調達管理第二課、調達管理第三課及び調達管理第四課」を「他課」に改め、同号を同条第四号とし、同条第八号を同条第五号とする。

第百九十一条の見出しを「（契約管理第二課の所掌事務）」に改め、同条中「調達管理第二課において
は、次の」を「契約管理第二課は、次に掲げる」に、「第一号から第三号まで」を「第一号及び第二号」
に、「調達管理第三課及び調達管理第四課」を「契約管理第三課及び契約管理第四課」に改め、同条第一
号中「この節において「需品等」」を「この条及び第百九十五条において「需品等」」に、「第百九十七
条」を「第百九十六条」に、「この節において「機械等」」を「この条及び第百九十六条において「機械
等」」に、「この節において「車両等」」を「この条及び第百九十六条において「車両等」」に、「調達
業務」を「契約に関する業務」に改め、同条第二号中「地方機関」を「契約本部の地方機関（以下この款
において「地方機関」という。）」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号
とする。

第百九十二条の見出しを「（契約管理第三課の所掌事務）」に改め、同条中「調達管理第三課において

は、次の」を「契約管理第三課は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「以下この節」を「第九十六条」に、「調達業務」を「契約に関する業務」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第九十三条の見出しを「（契約管理第四課の所掌事務）」に改め、同条中「調達管理第四課において は、次の」を「契約管理第四課は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「調達業務」を「契約に関する業務」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第九十四条を削る。

第九十五条の見出しを「（契約第一課の所掌事務）」に改め、同条中「契約第一課においては」を「契約第一課は」に改め、「及び第二百三条」を削り、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条を第九十四条とする。

第九十六条の見出しを「（契約第二課の所掌事務）」に改め、同条中「契約第二課においては」を「契約第二課は」に改め、「及び第二百四条」を削り、同条を第九十五条とする。

第九十七条の見出しを「（契約第三課の所掌事務）」に改め、同条中「契約第三課においては」を「契約第三課は」に改め、「及び第二百五条」を削り、「第九十五条各号」を「第九十四条各号」に改

め、同条を第百九十六条とする。

第百九十八条の見出しを「（契約第四課の所掌事務）」に改め、同条中「契約第四課においては」を「契約第四課は」に改め、「及び第二百六条」を削り、「第百九十五条各号」を「第百九十四条各号」に改め、同条を第百九十七条とする。

第百九十九条の見出しを「（契約第五課の所掌事務）」に改め、同条中「契約第五課においては」を「契約第五課は」に改め、「及び第二百七条」を削り、「第百九十五条各号」を「第百九十四条各号」に、「調達」を「調達に関する契約」に改め、同条を第百九十八条とする。

第二百条を削る。

第二百一条の見出しを「（輸入課の所掌事務）」に改め、同条中「輸入課においては」を「輸入課は」に、「調達」を「調達に関する契約」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条を第百九十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（調査研究室の所掌事務）

第二百条 調査研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 契約に関する業務に関する調査及び研究に関すること。
- 二 契約に関する業務の改善の方針の企画及び立案に関すること。
- 三 契約本部の職員の研修に関すること。

(課の所掌事務の特例)

第二百一条 本部長は、特に必要があると認めるときは、長官の承認を得て、臨時に、輸入課の事務の一部を契約本部の他の課につかさどらせることができる。

第二百二条から第二百九条までを次のように改める。

(課長及び室長)

第二百二条 課に課長を、室に室長を置く。

2 課長又は室長は、本部長の命を受け、課務又は室務を掌理する。

第二百三条から第二百九条まで 削除

「第一款 部の設置等」を削る。

第二百十条を削る。

第二百十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（次長）」を付し、同条第二項を削り、第五章第一節中同条を第二百十条とする。

第二百十二条に見出しとして「（技術審議官）」を付し、同条第二項中「庁務のうち」を「防衛施設庁の所掌事務に関する」に改め、同条を第二百十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（部の設置）

第二百十二条 防衛施設庁に、次の四部を置く。

総務部

施設部

建設部

労務部

第二百十三条を次のように改める。

（総務部の所掌事務）

第二百十三條 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 法令案その他の公文書類の審査に関する事。
- 三 防衛施設庁長官の官印及び庁印の保管に関する事。
- 四 公文書類の接受、發送、編集及び保存に関する事。
- 五 防衛施設庁の保有する情報の公開に関する事。
- 六 防衛施設庁の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 七 防衛施設庁の機構及び定員に関する事。
- 八 広報に関する事。
- 九 防衛施設庁の職員の職階、任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- 十 防衛施設庁の職員の福利厚生に関する事。
- 十一 防衛施設庁の職員の保健衛生に関する事。
- 十二 防衛施設庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。

- 十三 防衛施設庁の庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産の管理に関すること。
- 十四 防衛施設庁所属の物品の管理に関すること。
- 十五 防衛施設庁の行政の考査に関すること。
- 十六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に関すること。
- 十七 渉外に関すること。
- 十八 防衛施設庁の職員の補充に関すること。
- 十九 礼式及び服制に関すること。
- 二十 防衛施設庁の職員の教育訓練に関すること。
- 二十一 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。）の経理に関すること。
- 二十二 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）のための物品及び役務（工

事及び労務を除く。)の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関する事。

二十三 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務(労務を除く。)の調達、提供及び管理に関する事。

二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員(以下「駐留軍等」という。)による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関する事。

二十五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」という。)第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関する事。

二十六 合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関する事。

二十七 防衛施設庁の所掌事務に関する政策の評価に関する事。

二十八 前各号に掲げるもののほか、防衛施設庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

第二百十四条を削る。

第二百十五条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条中第六号及び第七号を削り、第五号を第七号とし、同条第四号中「附属書G第二項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する」を「の実施に係る」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。

五 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第三条から第九条までの規定による措置に関すること。

第二百十五条第八号を削り、同条第九号中「。以下「漁船操業制限法」という。」を削り、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）第一条第一

項の規定による損失の補償に関すること。

第二百十五条第十号を削り、同条を第二百十四条とする。

第二百十六条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条を第二百十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（労務部の所掌事務）

第二百十六条 労務部は、駐留軍等及び諸機関（合衆国軍協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関する事務をつかさどる。

第二百十七条を次のように改める。

（総括整理職の数）

第二百十七条 次の表の上欄に掲げる部の所掌事務の一部を総括整理する職に係る内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

部	総務部	労務部
数	四人	一人

第五章第一節第二款の款名及び同款第一目から第四目までの目名を削る。

第二百十八条を次のように改める。

(防衛施設庁の課等の数)

第二百十八条 次の表の上欄に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る内閣府設置法第五十三条第七項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

部	総務部	施設部	建設部	労務部
数	四	六	五	三

2 次の表の上欄に掲げる部に置く課長に準ずる職に係る内閣府設置法第六十三条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

部	数
総務部	一人
施設部	五人

第二百十九条から第二百四十七条までを削る。

第五章第二節を削る。

第五章第三節中第二百四十九条を第二百十九条とし、第二百五十条を第二百二十条とし、第二百五十一条を第二百二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(防衛施設局の部の数)

第二百二十二条 防衛施設局に、三十の範囲内において、内閣府令で定めるところにより、部を置くことができる。

第二百五十二条を削る。

第二百五十三条の見出しを「（内閣府令への委任）」に改め、同条中「総理府令」を「内閣府令」に改め、同条を第二百二十三条とする。

第二百五十四条を第二百二十四条とする。

第五章中第三節を第二節とし、同章を第二章とする。

第六章中第二百五十五条を第二百二十五条とする。

第二百五十六条第一項中「自衛隊離職者就職審査会、自衛隊員倫理審査会」を「防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会」に改め、同条第二項中「防衛施設庁の総務部に置かれる調停官及び」を削り、同条を第二百二十六条とする。

第二百五十七条の見出しを「（長官の定めへの委任）」に改め、同条中「調達実施本部」を「契約本部」に改め、同条を第二百二十七条とする。

第六章を第三章とする。

附則中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 防衛施設庁施設部は、第二百十四条各号に掲げる事務のほか、平成十四年六月十九日までの間、沖縄

県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）第五条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法第六条の規定による返還実施計画の策定並びに同法第七条及び第八条の規定による措置に関する事務をつかさどる。

3 防衛施設庁労務部は、第二百十六条に掲げる事務のほか、平成十五年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第四十六条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て及び公正審査会」を「不服申立て」に改める。

本則（第一条の三、第五章第三節の節名、第六十七条、第七十二条、第七十三条、第八十五条、第一百一条第一項第一号、同条第二項第一号、同条第三項第一号及び同条第四項、第百十四条並びに第百十八条を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に、「調達実施本部」を「管理局及び契約本部」に、「公正審査会」を「防衛人事審議会」に、「陸上自衛官」を「陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。

「」に、「海上自衛官」を「海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）」に、「航空自衛官」を「航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「通商産業省令」を「経済産業省令」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第一条第一項中「防衛施設中央審議会及び自衛隊離職者就職審査会及び自衛隊員倫理審査会」を「防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会及び防衛施設中央審議会」に改め、同条第三項中「部局にあつては」及び「とし、職にあつては防衛施設庁の総務部に置かれる調停官」を削る。

第一条の三中「調達実施本部」を「契約本部」に改める。

「第三節 不服申立て及び公正審査会」を「第三節 不服申立て」に改める。

第六十七条及び第六十八条を次のように改める。

（長官の付議する審議会等）

第六十七条 法第四十九条第三項に規定する審議会等で政令で定めるものは、防衛人事審議会とする。

第六十八条 削除

第六十九条中「委員」を「防衛人事審議会の委員（以下「委員」という。）」に、「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「当事者である場合若しくは」を削る。

第七十一条及び第七十二条を次のように改める。

第七十一条及び第七十二条 削除

第七十三条を削り、第七十三条の二を第七十三条とする。

第七十五条の七（見出しを含む。）中「書記」を「幹事」に改める。

第七十七条中「委員長」を「防衛人事審議会」に改める。

第八十五条中「及び公正審査会の運営」を削る。

第八十七条の二の見出し中「審査会」を「審議会等」に改め、同条中「審査会は、自衛隊離職者就職審査会」を「審議会等は、防衛人事審議会」に改める。

（連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第四十七条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律施行令（昭和三十

六年政令第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第四十四条ノ十四第一項」を「同法第四十四条ノ十四第一項」に、「命令」を「厚生労働省令」に改める。

第七条を削る。

(特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令の一部改正)

第四十八条 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令(昭和三十七年政令第六十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(防衛庁職員の災害補償に関する政令の一部改正)

第四十九条 防衛庁職員の災害補償に関する政令(昭和四十一年政令第三百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第三項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正)

第五十条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)の一

部を次のように改正する。

第八条中「ひん繁な」を「頻繁な」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第十五条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

(沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第五十一条 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令(昭和五十二年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

本則中「沖縄開発庁長官」を「内閣総理大臣」に、「国土庁長官」を「国土交通大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第五十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成四年政令第百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項及び第十二項中「参事官等」を「書記官若しくは部員」に改める。

第五十三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第四百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

（国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正）

第五十四条 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する政令の一部改正）

第五十五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する政令（平成九年政令第六十八号）の一部を

次のように改正する。

「総理府令」を「内閣府令」に改める。

（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令の一部改正）

第五十六条 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

「国の行政機関及び特別の機関」を「機関」に改め、各号を次のように改める。

- 一 内閣府
- 二 国家公安委員会
- 三 警察庁
- 四 防衛庁
- 五 防衛施設庁
- 六 総務省

七 消防庁

八 法務省

九 公安調査庁

十 外務省

十一 財務省

十二 国税庁

十三 文部科学省

十四 文化庁

十五 厚生労働省

十六 農林水産省

十七 食糧庁

十八 林野庁

十九 水産庁

二十 経済産業省

二十一 資源エネルギー庁

二十二 国土交通省

二十三 気象庁

二十四 海上保安庁

二十五 環境省

(防衛施設中央審議会令の一部改正)

第五十七条 防衛施設中央審議会令(平成十一年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「防衛庁長官官房総務課」を「防衛庁長官官房文書課」に、「防衛施設庁総務部業務課」を「防衛施設庁総務部」に改める。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律附則第十八条の規定による駐留軍等労務者の雇入れ等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第五十八条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律附則第十八条の規定による駐留軍

等労務者の雇入れ等に関する経過措置に関する政令（平成十一年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

（自衛隊員倫理規程の一部改正）

第五十九条 自衛隊員倫理規程（平成十二年政令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条から第九条まで」を「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十四条から第五十七条まで」に改める。

（社債等登録法施行令の一部改正）

第六十条 社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）の一部を次のように改正する。

本則（第六十八条を除く。）中「総理府令、法務省令」を「内閣府令、法務省令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十八条中「金融再生委員会ノ」を「内閣総理大臣ノ」に改め、「（金融再生委員会規則ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」を削る。

(金融機関経理心急措置法施行令の一部改正)

第六十一条 金融機関経理心急措置法施行令(昭和二十一年勅令第三百九十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

(金融機関再整備法施行令の一部改正)

第六十二条 金融機関再整備法施行令(昭和二十一年勅令第四百九十九号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第一項及び第三項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

(船主相互保険組合法施行令の一部改正)

第六十三条 船主相互保険組合法施行令(昭和二十五年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第二条を次のように改める。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定めるものは、法第十七条第一項の規定による設立の認可

及び法第五十三條の規定による法第十七條第一項の設立の認可の取消しとする。

本則に次の一條を加える。

(財務局長等への権限の委任)

第三條 金融庁長官は、法第五十四條第一項の規定により委任された権限のうち次に掲げるものを、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任することができる。

一 法第十五條第七項において準用する法第三十五條第二項ただし書の規定による役員を選任の認可

二 法第十六條第四項の規定による同條第二項第一号から第三号までに掲げる書類に記載した事項の変

更の認可申請書の受理

三 法第三十條第四項及び第五項の規定による臨時總會の招集の認可

四 法第三十五條第二項ただし書の規定による役員を選任の認可及び同條第五項の規定による役員を選

任又は解任の届出の受理

五 法第三十六條第二項の規定による組合の常務に従事する理事の兼職の認可申請書の受理

六 法第四十一条第一項の規定による業務報告書の受理

七 法第四十五条第一項ただし書の規定による認可、同条第二項の規定による解散の決議の認可及び同条第四項の規定による届出の受理

八 法第四十五条の三第一項の規定による組合の合併の認可申請書の受理及び同条第三項において準用する法第十七条第四項の規定による組合の合併を認可し、又は認可しなかつた旨の通知

九 法第四十五条の四第二項ただし書の規定による役員を選任の認可

十 法第四十八条第一項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百七十四条第五項の規定による届出の受理

十一 法第四十八条第一項において準用する保険業法第百七十六条の規定による書類の受理

十二 法第四十九条の規定による業務及び財産の状況に関する報告及び資料の提出の命令

十三 法第五十条の規定による組合の業務及び財産の状況の検査

2 金融庁長官は、前項の規定による権限の委任をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。
これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(損害保険における基準料率に係る審査の手續の特例に関する政令の一部改正)

第六十四条 損害保険における基準料率に係る審査の手續の特例に関する政令(昭和二十六年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 法第二十五条の四に規定する政令で定めるものは、法第三条第一項の規定による設立の認可及び法第十四条の規定による法第三条第一項の設立の認可の取消しとする。

(企業会計審議会令の一部改正)

第六十五条 企業会計審議会令(昭和二十七年政令第三百七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「金融再生委員会組織令(平成十年政令第三百九十二号)第三十一条第二項」を「金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)第二十四条第二項」に改める。

第二条第一項中「四十人」を「十九人」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「調査するため」を「調査させるため」に、「臨時委員二十人以内」を「専門委員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

一項の次に次の一項を加える。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三条第一項中「総理」を「総理し、審議会を代表」に改める。

第四条の見出しを「（会長、委員、臨時委員及び専門委員の任命）」に改め、同条第一項中「及び委員」を「、委員及び臨時委員」に、「金融再生委員会委員長」を「金融庁長官」に改め、同条第二項中「臨時委員は、関係各行政機関の職員及び」を「専門委員は、当該専門の事項に関し」に、「金融再生委員会委員長」を「金融庁長官」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

（会長及び委員の任期等）

第五条 会長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長及び委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるも

のとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 会長、委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第七条を削る。

第八条第一項中「二十人以内」を削り、同条第二項中「金融再生委員会委員長」を「金融庁長官」に改

め、同条第三項中「委員を助ける」を「委員、臨時委員及び専門委員を補佐する」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

第十条中「を除く外、審議会及び部会の議事及び」を「のほか、議事の手続その他審議会の」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「金融庁総務企画部市場課」を「金融庁総務企画局市場課」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(公認会計士法施行令の一部改正)

第六十六条 公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「金融再生委員会」を「金融庁長官」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

本則に次の一条を加える。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十条 法第四十九条の四第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三十六条第二項の規定による公認会計士審査会委員の任命

二 法第三十八条第二項の規定による試験委員の任命

(準備預金制度に関する法律施行令の一部改正)

第六十七条 準備預金制度に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「金融庁長官及び財務大臣」に、「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

第十四条を削る。

(証券取引法施行令の一部改正)

第六十八条 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条・第四十四条の二」を「第三十七条の二・第四十四条」に改める。

本則(第三十九条及び第四十四条の二を除く。)中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「金融庁長官」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第七条第五項第三号中「第十六条」の下に「、第四十二条第二項、第四十三条の五、第四十三条の六第二項」を加える。

第八章中第三十八条の前に次の一条を加える。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十七条の二 法第九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十八条第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可
- 二 法第七十二条及び第七十九条の十三第一項の規定による法第六十八条第二項の認可の取消し
- 三 法第七十九条の七十六第一項の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し
- 四 法第八十一条第二項の規定による免許
- 五 法第八十五条及び第一百五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第八十一条第二項の免許の取消し
- 六 法第一百五十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令
- 七 法第一百五十六条の三第一項の規定による免許
- 八 法第一百五十六条の五において準用する法第八十五条及び法第一百五十六条の十一第一項の規定による法第一百五十六条の三第一項の免許の取消し
- 九 法第九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十二号及び第十六号から第十八号までの

規定による通知

第三十八条に次の一項を加える。

5 法第九百九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める権限は、法第八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第九百九十四条の六第二項（第五号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

第三十九条から第四十三条までを次のように改める。

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

第三十九条 法第九百九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第四条第五項（法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二 法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額）が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては

関東財務局長に委任する。

- 一 法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第四号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項

（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二 法第八条第三項（法第二十三条の五第一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

三 法第二十三条の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令

四 法第二十四条第一項ただし書の規定による有価証券報告書の提出を要しない旨の承認

五 法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）。

3 長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。））、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用す

る場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第三項並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

- 一 法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理
- 二 法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く

。を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三 法第九条第二項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定

四 法第九条第三項（法第十条第二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第八条第三項の規定による効力発生期間の指定及び効力を生ずる旨の通知

五 法第十条第一項及び第二十三条の十第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による効力の停止の命令並びに法第十条第一項の規定による当該命令に係る聴聞

六 法第十条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第四項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による停止命令の解除

- 七 法第十一条第一項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力の停止の命令及び効力発生期間の延長並びにこれらの処分に係る聴聞
- 八 法第十一条第二項（法第二十四条の三において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十一第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による処分の解除
- 九 法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞
- 十 法第二十三条の九第二項及び第四項（これらの規定を法第二十三条の十第二項において準用し、及び当該規定を同条第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による効力発生期間の指定
- 十一 法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出

の命令並びに検査

十二 法第百九十三条の二第一項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認

十三 法第百九十三条の二第四項の規定による報告及び資料の提出の命令（第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

十四 法第百九十三条の二第五項の規定による有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

十五 第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

十六 第五条の規定による発行者の指定

（公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付け届出書、法第二十七条の五第二号の規定による申出、法第二十七条の十第一項の規

定による意見表明報告書、法第二十七条の十一第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書及び法第二十七条の十三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書並びに法第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を法第二十七条の十第二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの書類の訂正に係る書類の受理

二 法第二十七条の七第二項（法第二十七条の八第十二項並びに法第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付開始公告の訂正内容の公告又は公表の命令、法第二十七条の八第三項及び第四項（これらの規定を法第二十七条の十第二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による期限の指定及び訂正届出書の提出の命令並びに法第二十七条の八第四項の規定による処分に係る聴聞

三 法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）

及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者(第三項において「居住者」という。)に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。第四十三条の六第一項において同じ。)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、同法第六条第一項第六号に規定する非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の二十三第一項及び第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書並びに同条第三項の規定による届出の受理

二 法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三 法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査

2 長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

3 第一項第三号に掲げる長官権限で居住者に係るものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、関東財務局長も行ふことができる。

(証券会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び証券会社の本店の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第二十八条の二第一項の規定による登録申請書の受理

二 法第二十八条の三第一項及び第三十条第二項の規定による登録

三 法第二十八条の三第二項の規定による証券会社登録簿の縦覧

四 法第二十八条の四の規定による登録の拒否

五 法第二十九条第二項の規定による認可をした旨の付記

六 法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七 法第五十七条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹

消

八 法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録の拒否に係るものに限る。）

九 法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録に係るものに限る。）

十 法第八十七条の規定による処分（第八号に掲げる審問に係るものに限る。）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店（第五号に掲げる権限のうち法第六十一条第三項及び第四項の規定による承認並びに第七号に掲げる権限のうち法第六十一条第二項の規定による命令にあつては、外国証券会社の主たる支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）を含む。）の所在地を管轄する財務

局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。
ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第二十九条第一項、第三十条第四項及び第五十三条第一項の規定による認可
- 二 法第二十九条の二第一項の規定による認可の条件の付加
- 三 法第二十九条の三第一項の規定による認可申請書の受理
- 四 法第三十条第一項及び第三項、第三十二条第四項、第三十四条第三項及び第六項、第五十二条第一項、第五十四条第一項並びに第五十五条第一項及び第四項の規定による届出の受理
- 五 法第三十四条第四項、第四十五条ただし書、第五十一条第二項ただし書並びに第六十一条第三項及び第四項の規定による承認
- 六 法第四十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理
- 七 法第四十九条第三項、第六十条及び第六十一条第二項の規定による命令
- 八 法第五十六条第一項及び第二項、第五十六条の二並びに第五十六条の三の規定による処分
- 九 法第五十六条の四の規定による公告

十 法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の六第二項第一号の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十一 法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録の拒否に係るものに限る。）

十二 法第六十二条第二項の規定による聴聞

十三 法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録に係るものに限る。）

十四 法第六十四条の十第一項の規定による依頼の受理及び同条第二項の規定による意見の陳述

十五 法第八十七条の規定による処分のうち第十一号に掲げる審問及び第十二号に掲げる聴聞に係る

もの

3 前項第十号に掲げる権限で証券会社の支店その他の本店以外の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定会社、当該証券会社を子会社（同項に規定する子会社をいう。

次条第三項において同じ。）とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものに

については、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 前項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

5 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

6 長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（証券会社の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

- 一 法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第六十四条第五項の規定による登録
- 三 法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十条第三項の規定による通知
- 四 法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否
- 五 法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問
- 六 法第六十四条の四の規定による届出の受理
- 七 法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令
- 八 法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞
- 九 法第六十四条の六の規定による登録の抹消
- 十 法第八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの
(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるものは、銀行、信託会社又は金融機関（法第六十五条の二第一項

に規定する金融機関をいう。)の本店又は主たる事務所(以下この条において「本店等」という。)の所在地(第九号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第一項の規定による登録申請書の受理

二 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の三第一項及び法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第二項の規定による金融機関登録簿への登録

縦覧

- 三 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の三第二項の規定による金融機関登録簿の
- 四 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四の規定による登録の拒否
- 五 法第六十五条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問
- 六 法第六十五条の二第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知
- 七 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条第二項の規定による認可をした旨の付記

八 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十七条第一項の規定による登録の抹消及び法第六十五条の二第五項において準用する法第五十七条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消

九 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

十 法第八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問に係るもの

2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六十五条の二第三項及び同条第五項において準用する法第三十条第四項の規定による認可

二 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項及び法第六十五条の二第九項の規定による認可の条件の付加

三 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第一項の規定による認可申請書の受理

四 法第六十五条の二第四項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

五 法第六十五条の二第四項及び第五項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

六 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第一項及び第三項、第五十四条第一項並びに第五十五条第一項及び第四項の規定による届出の受理

七 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

八 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第三項及び第六十一条第二項の規定による

命令

九 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十六条第一項及び第五十六条の三の規定による処分

十 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十六条の四の規定による公告

十一 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十一条第三項及び第四項並びに法第六十五条の

二第七項において準用する法第五十一条第二項ただし書の規定による承認

十二 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

十三 法第六十五条の二第十項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の六第二項第二号の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十四 法第八十七条の規定による処分のうち第四号に掲げる審問及び第十二号に掲げる聴聞に係るものの

3 前項第十三号に掲げる権限で登録金融機関の支店その他の本店以外の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二第十項に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 前項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該登録金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

5 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

6 長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項の規定による登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務（登録金融機関の外務員に係るものに限る。）に係る権限を除く。）は、外務員の所属する営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十

四 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条

第一項の規定による審問

六 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十 法第八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの
第四十三条の次に次の五条を加える。

(証券業協会に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の二 長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第六十四条の七第四項の規定による届出の受理 当該届出に係る外務員の所属する営業所又は事

務所の所在地

二 法第六十四条の七第五項の規定による命令 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する営業所又は事務所の所在地

三 法第六十四条の七第六項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する営業所又は事務所の所在地

四 法第八十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する営業所又は事務所の所在地

2 長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3 長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限（法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

4 前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5 前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の三 長官権限のうち法第一百十条第一項及び第一百十二条第一項の規定による届出の受理の権限は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

2 長官権限のうち法第一百五十四条の規定による権限（法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3 前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（証券金融会社に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の四 長官権限のうち法第一百五十六条の十三第一項の規定による権限は、証券金融会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で証券金融会社の支店その他の本店以外の営業所（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により証券金融会社の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券金融会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の五 長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行った証

券会社の本店（外国証券会社にあつては、当該安定操作取引を行つたそれぞれの支店（外国証券業者に
関する法律第三条第一項の登録を受けた支店をいう。次条第二項において同じ。）の所在地を管轄す
る財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任
する。

一 法第百五十九条第三項の規定に基づく第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

二 第二十五条の規定による安定操作報告書の受理

（特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の六 長官権限のうち法第百六十三条第一項の規定による報告書の受理の権限は、第四十一条
第一項に規定する居住者に関するものにあつては当該居住者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局
長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、同項に規定
する非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

2 前項に規定する報告書が法第百六十三条第二項の規定により証券会社又は外国証券会社を經由して提
出される場合には、当該報告書の受理の権限は、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店（外国

証券会社にあつては、当該報告書に係る支店（の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 法第六十四条第四項の規定による利益関係書類の写しの送付

二 法第六十四条第五項の規定による申立ての受理

第四十四条第一項中「法第九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち同条第二項」を「長官権限のうち法第九十四条の六第二項」に改める。

第四十四条の二を削る。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第六十九条 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則（第十条及び第十条の二を除く。）中「金融再生委員会」を「金融庁長官」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第十条及び第十条の二を次のように改める。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十条 法第八十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四条の規定による免許

二 法第八十七条の四(第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定による通知

三 銀行法第二十七条及び第二十八条の規定による法第四条の免許の取消し

四 銀行法第五十六条(第二号に係る部分に限る。)の規定による告示

(財務局長等への権限の委任)

第十条の二 法第八十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(第四項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、信用金庫に関するものに限る、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号及び第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条、第三十三条第一項ただし書、第四十四条(法第三十八条第五項において準用する場

- 合を含む。）、第五十四条の十五第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第五十四条の十六第二項ただし書、第五十八条第三項並びに第八十七条の三ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書並びに第三十七条第一項第一号及び第三号の規定による認可及び承認
- 二 法第八十七条の二第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更
- 三 第五条第二項及び第十二条第二項第二号の規定による承認
- 四 法第八十七条及び銀行法第十六条第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理
- 五 銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令
- 六 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査
- 七 銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求
- 八 銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳述

- 2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（代理店を含む。）又は法第三十二条第五項に規定する子会社（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 前項の規定により、信用金庫の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。
- 4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
- 5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更

二 法第六条第四項の規定による前号に掲げる認可の条件の付加

三 法第十七条第三項及び第二十九条第三項の規定による承認

四 法第二十九条第一項の規定による届出の受理

五 第二条の規定による合併認可申請書及び第九条の二第一項の規定による承認申請書の受理

第十六条の二を削る。

(預金保険法施行令の一部改正)

第七十一条 預金保険法施行令(昭和四十六年政令第百十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十一条及び第二十二条を除く。)中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、

「金融再生委員会」を「金融庁長官」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二十条の三 法第八十三条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、法第十一条の規定による認可

とする。

第二十一条を次のように改める。

（財務局長等への権限の委任）

第二十一条 法第八十三条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、信用金庫又は信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第八十条第三項において準用する信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十八条第三項の規定による認可

二 法第八十条第三項において準用する中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項の規定による認可
第二十二条を削る。

附則第二条の二第四号、第三条の二第一号、第三条の四第二項第一号イ及び第三条の五中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第五条中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「金融庁長官及び財務大臣」に改める。

附則第六条第四号中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に改める。

附則第七条中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「金融庁長官及び財務大臣」に改める。

(外国証券業者に関する法律施行令の一部改正)

第七十二条 外国証券業者に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十一条を除く。)中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(財務局長等への権限の委任)

第二十一条 法第四十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(第二項及び第五項において

「長官権限」という。)のうちに掲げるものは、申請者及び外国証券会社の主たる支店の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した支店の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

- 一 法第四条第一項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第五条第一項及び第十二条第二項の規定による登録
- 三 法第五条第二項の規定による外国証券会社登録簿の縦覧
- 四 法第六条第一項の規定による登録の拒否
- 五 法第七条第二項の規定による認可をした旨の付記
- 六 法第十四条第一項において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理
- 七 法第二十八条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消
- 八 法第二十九条第一項の規定による審問（法第三条第一項の登録の拒否に係るものに限る。）
- 九 法第二十九条第三項の規定による通知（法第三条第一項の登録に係るものに限る。）
- 十 法第三十六条第一項において準用する証券取引法第八十七条の規定による処分（第八号に掲げる審問に係るものに限る。）

2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官が指定する外国証券会社に係るものを除く。）は、外国証券会社の主たる支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十五号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第七条第一項及び第十二条第四項の規定による認可
- 二 法第七条第三項の規定による認可の条件の付加
- 三 法第八条第一項の規定による認可申請書の受理
- 四 法第十一条第一項の規定による職務代行者の選任及び同条第二項の規定による支払の命令
- 五 法第十二条第一項及び第三項、法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十二条第四項並びに第三十四条第三項及び第六項、法第二十条において準用する証券取引法第五十二条第一項、法第二十二條第一項並びに法第二十三條第一項及び第四項の規定による届出の受理
- 六 法第十四条第一項において準用する証券取引法第三十四条第四項及び第四十五条ただし書並びに法第十七条において準用する証券取引法第五十一条第二項ただし書の規定による承認

- 七 法第十五条第一項及び第二項の規定による書類の受理
- 八 法第十五条第四項、法第十九条第二項において準用する証券取引法第六十条の規定による命令
- 九 法第十六条の規定による書類及び書面の受理
- 十 法第二十四条第一項及び第二項、法第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二並びに法第二十六条において準用する証券取引法第五十六条の三の規定による処分
- 十一 法第二十七条の規定による公告
- 十二 法第二十九条第一項の規定による審問（法第三条第一項の登録の拒否に係るものに限る。）
- 十三 法第二十九条第二項の規定による聴聞
- 十四 法第二十九条第三項の規定による通知（法第三条第一項の登録に係るものに限る。）
- 十五 法第三十一条第一項（法第三十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第四十二条第二項の規定により証券取引等監視委員会（次条において「委員会」という。）に委任されたものを除く。）
- 十六 法第三十三条第一項の規定による依頼の受理及び同条第二項の規定による意見の陳述

十七 法第三十六条第一項において準用する証券取引法第百八十七条の規定による処分のうち第十二号に掲げる審問及び第十三号に掲げる聴聞に係るもの

3 前項第十五号に掲げる権限で外国証券会社の主たる支店以外の支店、当該外国証券会社の支店と取引を行う者、法第三十一条第一項に規定する特定法人等又は同条第二項に規定する特定金融機関（以下この項及び次項において「従たる支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる支店等の所在地（当該取引を行う者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 前項の規定により外国証券会社の従たる支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券会社の主たる支店又は当該従たる支店等以外の従たる支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる支店又は当該従たる支店等以外の従たる支店等に対し、検査等を行うことができる。

5 長官権限のうちに掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、証券取引法第六十

四条の七第一項の規定による登録事務を同法第六十七条第一項に規定する証券業協会に行わせる場合における外国証券会社の支店の外務員（法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。）に係る当該事務に係る権限を除く。）は、外国証券会社の支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第五項の規定による登録

三 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条第六項及び第六十四条の二第二項並びに法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の五第二項において準用する同法第六十二条第三項

の規定による通知

四 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の二第二項において準用する同法第六十二条

第一項の規定による審問

六 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の四の規定による届出の受理

七 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の五第二項において準用する同法第六十二条第二項の規定による聴聞

九 法第三十二条において準用する証券取引法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十 法第三十六条第一項において準用する証券取引法第八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

(銀行法施行令の一部改正)

第七十三条 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)の一部を次のように改正する。

本則(第十条、第十二条、第十三条第三項、第十三条の二から第十五条まで、第十七条及び第十七条の二を除く。)中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第十条及び第十二条中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第十三条第三項中「金融再生委員会の免許」を「内閣総理大臣の免許」に、「金融再生委員会の承認」を「金融庁長官の承認」に、「金融再生委員会の指定」を「金融庁長官の指定」に改める。

第十三条の二から第十五条までの規定中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第十七条及び第十七条の二を次のように改める。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第十七条 法第五十九条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四条第一項の規定による免許

二 法第二十七条及び第二十八条の規定による法第四条第一項の免許の取消し

三 法第五十二条の二第一項及び第三項ただし書の規定による認可

四 法第五十二条の十八第一項の規定による法第五十二条の二第一項及び第三項ただし書の認可の取消し

五 法第五十六条（第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による告示

六 法第五十七条の三（第一号、第二号（法第五十二条の二第一項及び第三項ただし書の規定による認

可に係る部分に限る。）、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による通知

（財務局長等への権限の委任）

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、銀行の本店（外国銀行支店を含む。）以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五条第三項、第六条第三項、第七条第一項、第八条、第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十七条の二第一項、第二十条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）並びに第三十条第二項（営業の一部の譲渡又は譲受け（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等の子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）及び第三十条第三項ただし書（事業の一部の譲受け（法第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等の子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定による認可及び承

認

二 前号に掲げる認可に係る法第五十五条第一項ただし書の規定による承認

三 法第五十四条第一項の規定による前二号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更

四 第五条第二項第二号の規定による承認

五 法第十六条第一項、第四十九条及び第五十三条第一項の規定による届出の受理並びに法第十九条第

一項及び第二項の規定による書類の受理

六 法第二十四条第一項及び第二項並びに第四十八条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提

出の命令

七 法第二十五条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

2 前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他の施設（代理店の営業所その他の施設を含む。）又はその子会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、銀行の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社（法第二条第十項に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる事務所所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第五十二条の四第一項、第五十二条の六第一項ただし書、第五十二条の十二ただし書及び第五十二条の十九第二項（営業の一部の譲渡又は譲受け（法第五十二条の七第三項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなるものを除く。）に係る部分に限る。）の規定並びに第十六条の五ただし書の規定による認可及び承認

二 前号に掲げる認可に係る法第五十五条第一項ただし書の規定による承認

三 法第五十四条第一項の規定による前二号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更

四 法第五十二条の二第二項及び第四項並びに第五十三条第三項の規定並びに第十六条の五の規定による届出の受理並びに法第五十二条の十一第一項の規定による書類の受理

2 次に掲げる長官権限は、銀行持株会社の主たる事務所又は当該銀行持株会社の子会社である銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第五十二条の十五第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

二 法第五十二条の十六第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

3 前項各号に掲げる権限で銀行持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又はその子会社（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号又は第二項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

6 銀行を子会社とする外国の持株会社（銀行を子会社とする外国の持株会社であつた会社を含む。以下この項において同じ。）で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、銀行を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前各項の規定を適用する。

（長期信用銀行法施行令の一部改正）

第七十四条 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第四号中「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第三条及び第五条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第七条 法第二十二條第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四條第一項の規定による免許

二 法第十六條の二第一項及び第三項の規定による認可

三 銀行法第二十七條及び第二十八條の規定による法第四條第一項の免許の取消し

四 銀行法第五十二條の十八第一項の規定による法第十六條の二第一項及び第三項の認可の取消し

五 銀行法第五十六條（第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による告示

六 銀行法第五十七條の三（第一号、第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による通

知

(財務局長等への権限の委任)

第八条 法第二十二條第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、長期信用銀行の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

一 銀行法第二十四條第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

二 銀行法第二十五條第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行の本店以外の営業所その他の施設(代理店の営業所その他の施設を含む。)又は法第十三條の二第一項に規定する子会社(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、長期信用銀行の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査(以下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該長

期信用銀行の本店又は当該支店等以外に支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

本則に次の一条を加える。

第九条 次に掲げる長官権限は、長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所又は当該長期信用銀行持株会社の法第十条の二第一項に規定する子会社である長期信用銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 銀行法第五十二条の十五第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

二 銀行法第五十二条の十六第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は法第十条の二第一項に規定する子会社（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社（銀行法第五十二条の二十に規定する長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社をいう。以下この項において同じ。）で国内に事務所を有するものについては、国内における主たる事務所を主たる事務所と、長期信用銀行を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものについては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

第七十五条 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

本則（第六条及び第七条を除く。）中「金融再生委員会」を「金融庁長官」に、「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第六条 法第七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第六条の四（第一号、第三号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による通知

二 銀行法第二十七条及び第二十八条の規定による解散命令

三 銀行法第五十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定による告示

（財務局長等への権限の委任）

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するもの限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号及び第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可及び承認

二 法第七条の三第一項の規定による前号に掲げる認可又は承認の条件の付加及びこれの変更

三 第四条第二項第二号の規定による承認

四 法第七条の二及び銀行法第十六条第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理

五 銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

六 銀行法第二十五条第一項（銀行法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による質問及び立入検査

七 銀行法第四十四条の規定による清算人の選任及び解任の請求

八 銀行法第四十六条第一項及び第二項の規定による意見の陳述

2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用協同組合の従たる事務所その他の施設（代理店を含む。）又は法第四条第一項に規定する子会社（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、信用協同組合の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（貸金業の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第七十六条 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号から第五号までの規定中「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第三条及び第三条の二第三号から第六号までの規定中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第六条を次のように改める。

（財務局長等への権限の委任）

第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（第四項において「長官権限」と

いう。) は、法第三十五条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査の権限を除き、貸金業者（法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。) の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。) の所在地（第一号に掲げる権限にあつては、貸金業協会の事務所の所在地）を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、次に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条の規定による貸金業協会に対する協力の要請

二 法第四十二条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による立入検査

2 前項第二号に掲げる権限で貸金業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下「従たる営業所等」という。) に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、貸金業者の従たる営業所等に対して報告の徴収又は立入検査（以下この項において「検査等」という。) を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該貸金業者の主たる営業所等又は

当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、金融庁長官の指定する貸金業者に係る長官権限については、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

第六条の二を削る。

附則第三条第二項中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令の一部改正)

第七十七条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第五条第三号、第二十一条及び第二十二条を除く。)中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第五条第三号を次のように改める。

三 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第二十一条 法第五十一条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二十四条第一項の規定による認可

二 法第三十九条第一項の規定による法第二十四条第一項の認可の取消し

(財務局長等への権限の委任)

第二十二条 法第五十一条の二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(第四項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号(法第十条第四項の規定による命令に係る部分を除く)及び第八号から第十号まで及び第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第四条、第六条第一項及び第八条第二項の規定による登録並びに法第七条第一項の規定による登録の拒否

二 法第五条第一項及び第三十五条第一項（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）の規定による書類の受理並びに法第八条第一項、第九条第一項、第十条第三項、第五項及び第八項、第二十三条第一項並びに第二十九条第一項の規定による届出の受理

三 法第六条第二項及び第七条第二項の規定による通知

四 法第六条第三項及び第三十五条第二項（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）の規定による公衆への縦覧

五 法第十条第四項及び第三十七条（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）の規定による命令

六 法第二十八条及び第三十一条第二項の規定による認可

七 法第三十条及び第三十一条第一項ただし書の規定による承認

八 法第三十六条第一項（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）の規

定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

九 法第三十八条第一項（法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）及び

第二項の規定による登録の取消し、投資顧問業の廃止の命令及び投資顧問業の全部又は一部の停止の命令

十 法第三十九条第一項の規定による投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止の命令

十一 法第四十条第一項の規定による登録の抹消

十二 法第四十一条の規定による公告（法第三十九条第一項の規定による処分に係るものを除く。）

十三 第五条第三号並びに第七条第一項及び第二項の規定による承認

十四 第六条の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる機会の付与、配当表の作成及び換価

2 前項第八号に掲げる権限で投資顧問業者の主たる営業所以外の営業所（以下この項及び次項において「従たる営業所」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長の

ほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある

場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

- 3 前項の規定により、投資顧問業者の従たる営業所に対して報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該投資顧問業者の主たる営業所又は当該従たる営業所以外の従たる営業所に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所以外の従たる営業所に対し、検査等を行うことができる。
- 4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

- 5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

- 6 外国法人等である投資顧問業者については、国内に営業所を有するものは国内における主たる営業所を主たる営業所と、国内に営業所を有しないものは主たる営業所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前各項の規定を適用する。

（抵当証券業の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第七十八条 抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第五条を次のように改める。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第五条 法第四十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による公示

二 法第三十六条第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による公示

本則に次の一条を加える。

（財務局長等への権限の委任）

第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（法第五章及び第六章の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。）は、抵当証券業者（法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。）の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を

管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第二十二條第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二十二條第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で抵当証券業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、抵当証券業者の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該抵当証券業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(金融先物取引法施行令の一部改正)

第七十九条 金融先物取引法施行令(平成元年政令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「大蔵省令」を「財務省令」に改める。

第二条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第六条中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第七条から第十一条までを次のように改める。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第七条 法第九十二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第十四条の規定による設立の免許
- 二 法第五十三条第一項(第三号を除く。)(の規定による法第十四条の設立の免許の取消し
- 三 法第九十一条の三の三第一項第一号及び第三号の規定による通知

(財務局長等への権限の委任)

第八条 法第九十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。第四項において「長官権限」という。)であつて次に掲げるものは、金融先物取引所及び金融先物取引業協会に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を、金融先物取引業者及び金融先物取引所の会員に係るものにあつてはその主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、第一号、第六号、第七号及び第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十二条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

二 法第五十六条の規定による許可及び法第六十一条第一項の規定による許可の有効期間の更新

三 法第五十七条第一項(法第六十一条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による前号に掲げる許可又は許可の有効期間の更新の条件の付加及びこれの変更

四 法第五十八条第一項(法第六十一条第二項において準用する場合を含む。)(及び第七十六条の規定

による書類の受理並びに法第六十二条及び第六十四条第一項の規定による届出の受理

五 法第六十二条の規定による認可

六 法第七十七条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

七 法第七十七条第二項の規定による報告及び資料の徴収

八 法第七十八条、第七十九条及び第八十三条の規定による命令

九 法第七十九条第一項の規定による許可の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

十 法第八十二条第二項の規定による承認

十一 法第九十条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに立入検査及び質問

十二 法第九十一条の規定による公告（法第五十三条及び第五十四条の規定による処分に係るものを除

く。）

2 前項第一号、第六号、第七号及び第十一号に掲げる権限で金融先物取引所及びその会員、金融先物取

引業者並びに金融先物取引業協会の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当

該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、同項に規定する者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その者の主たる営業所若しくは事務所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所若しくは事務所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

6 金融先物取引所の会員又は金融先物取引業者のうち、外国の法令に準拠して設立された法人については、国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなして前各項の規定を適用す

る。

(金融庁長官の権限の委員会への委任の内容)

第九条 法第九十二条第二項第一号に規定する政令で定める業務は、会員の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第十一条第六号に規定する調査に係る業務及び会員の次に掲げる行為に関する法第二十八条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第四十四条、第四十七条第一項、第六十八条から第七十四条まで、第九十一条の二又は第九十一条の三の規定に違反する行為

二 法第四十五条の規定による金融先物取引若しくはその受託の制限又は法第五十七条第一項(法第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件(金融先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。)に違反する行為

三 当該金融先物取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則(これらのうち、金融先物取引の公正の確保に係るものに限る。)に違反し、又は背反する行為

2 法第九十二条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第七条第二項において準用する法第六

十九条及び第七十四条、第四十四条（法第七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条、第四十七条第一項、第九十一条の二（法第七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第九十一条の三の規定とする。

3 法第九十二条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第四十四条、第五十七条第一項（法第六十一条第二項において準用する場合を含むものとし、金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）、第六十八条から第七十四条まで、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定とする。

4 法第九十二条第二項第三号に規定する政令で定める業務は、協会の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十七条第三号に掲げる調査に係る業務及び協会の次に掲げる行為に関する法第八十八条の三の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第四十四条、第四十七条第一項、第六十八条から第七十四条まで、第九十一条の二又は第九十一条の三の規定に違反する行為

二 法第四十五条の規定による金融先物取引若しくはその受託の制限又は法第五十七条第一項（法第六

十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 当該金融先物取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第十条 法第九十二条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限は、金融先物取引所及び金融先物取引業協会に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を、金融先物取引業者及び金融先物取引所の会員に係るものにあつてはその主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（これらの所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する委員会の権限で金融先物取引所及びその会員、金融先物取引業者並びに金融先物取引業協会の従たる営業所等に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか

、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、同項に規定する者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その者の主たる営業所若しくは事務所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所若しくは事務所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項の規定は、委員会の指定する者に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。
この場合における第二項の規定の適用については、同項中「同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

5 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

6 金融先物取引所の会員又は金融先物取引業者のうち、外国の法令に準拠して設立された法人について

は、国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなして前各項の規定を適用する。

(犯則事件の範囲)

第十一条 法第百六条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 法第九十四条各号の罪

二 法第九十四条の三第三号の罪（金融先物取引又は金融先物取引等の受託等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

三 法第九十五条第二号又は第四号の罪

四 法第九十七条各号の罪

第十二条から第十五条までを削る。

(前払式証券の規制等に関する法律施行令の一部改正)

第八十条 前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則（第九条第一項第二号、第十一条第一項、第十二条及び第十三条を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第九条第一項第二号中「金融再生委員会（法第二十八条第二項又は第三項の規定により法第十三条第二項から第五項までの規定による権限を財務局長又は財務支局長に委任する場合には、当該財務局長又は財務支局長。次条において同じ。）」を「金融庁長官」に改める。

第十一条第一項中「金融再生委員会（法第二十八条第二項又は第三項の規定により法第十四条第二項の規定による権限を財務局長又は財務支局長に委任する場合には、当該財務局長又は財務支局長。以下この条において同じ。）」を「金融庁長官」に改める。

第十二条を次のように改める。

（財務局長等への権限の委任）

第十二条 法第二十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（第四項において「長官権限」という。）は、自家型発行者等（法第六条の登録を受けようとする法人を含む。）の主たる営業所又は事務所（以下「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する

財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第十八条第一項（法附則第四条第二項又は第五条第四項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第十八条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で届出自家型発行者等（法第十六条に規定する届出自家型発行者等をいう。次項において同じ。）の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、届出自家型発行者等の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該届出自家型発行者等の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第十三条を削る。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正)

第八十一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第三条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第五条 法第九条ノ二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第一条第一項の規定による認可

二 法第八条の規定による法第一条第一項の認可の取消し

(財務局長等への権限の委任)

第六条 第二条第五号から第七号までに掲げる金融機関(都道府県の区域を越える区域を地区とするものを除く。)及び同条第十一号から第十三号までに掲げる金融機関(都道府県の区域を越える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。)に係る法第九条ノ二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下この条において「長官権限」という。)は、これらの金融機関の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第四条において準用する信託業法第十七条の規定による報告の提出の求め又は検査(以下この条において「検査等」という。)の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 第二条各号に掲げる金融機関(同条第五号から第七号までに掲げる金融機関にあつては都道府県の区域を越える区域を地区とするものに限るものとし、同条第十一号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては都道府県の区域を越える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものに限る。)

（）に係る次に掲げる長官権限は、これらの金融機関の本店（同条第二号から第十三号までに掲げる金融機関にあつては主たる事務所。次項及び第四項において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、検査等の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第四条において準用する信託業法第十三条第一項の規定による書類の受理

二 法第五条後段の規定による代理店の設置又は廃止の認可

三 検査等

3 長官権限のうち、検査等の権限で信託業務を営む金融機関の本店以外の営業所又は事務所その他の施設（代理店を含む。以下この項及び次項において「支店等」という。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 前項の規定により、信託業務を営む金融機関の支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融機関の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当

該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

5 前三項の規定は、第二項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

6 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令の一部改正)

第八十二条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令(平成五年政令第三百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第二号中「通商産業大臣及び大蔵大臣」を「経済産業大臣及び財務大臣」に改め、同項第五号中「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(保険業法施行令の一部改正)

第八十三条 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十二条第二号、第四十四条第一項第四号、第四十六条及び第四十七条を除く。)中「総理府

令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第四十二条第二号中「金融再生委員会（法第三百十三条第二項又は第三項の規定により法第二百九十一条第三項から第五項まで、第八項、第十項及び第十一項の権限を財務局長又は財務支局長に委任する場合には、当該財務局長又は財務支局長。次条において同じ。）」を「金融庁長官」に改める。

第四十四条第一項第四号中「金融再生委員会（法第三百十三条第二項又は第三項の規定により法第二百九十二条第一項及び第二項の権限を財務局長又は財務支局長に委任する場合には、当該財務局長又は財務支局長）」を「金融庁長官」に改める。

第四十六条及び第四十七条を次のように改める。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第四十六条 法第三百十三条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条第一項、第八十五条第一項及び第二百十九条第一項の規定による免許
- 二 法第三百三十三条、第三百三十四条、第二百五十五条、第二百六条、第二百三十一条及び第二百三十二条の規定による法第三条第一項、第八十五条第一項及び第二百十九条第一項の免許の取消し

三 法第二百六十五条の九第二項並びに第二百七十一条の三第一項及び第三項ただし書の規定による認可

四 法第二百六十五条の四十七及び第二百七十一条の十四第一項の規定による法第二百六十五条の九第二項並びに第二百七十一条の三第一項及び第三項ただし書の認可の取消し

五 法第八十九条前段及び第二百二十二条前段並びに第二百三十七条（第二号に係る部分に限る。）及び第二百七十三条（第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による告示

六 法第三百十一条の三第一項（第一号、第二号（法第二百七十一条の三第一項及び第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。）、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による通知

（財務局長等への権限の委任）

第四十七条 法第三百十三条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人及びその引受社員（次項及び第三項において「保険会社等」という。）の本店、主たる事務所、法第八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗又は法第二百二十条第一項第五号に規定する日本における主たる店舗（

次項及び第三項において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第二百二十八条第一項及び第二項、第二百条第一項及び第二項並びに第二百二十六条の規定による報告及び資料の提出の命令

二 法第二百二十九条第一項及び第二項、第二百一条第一項及び第二項並びに第二百二十七条の規定による質問及び立入検査

2 前項各号に掲げる権限で保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は子会社（その施設を含む。）若しくは法第九十四条に規定する特殊関係者（その施設を含む。）（以下この項及び次項において「営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、保険会社等の営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該保

険会社等の本店等又は当該営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該営業所等以外の営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 長官権限のうち次に掲げるものは、保険持株会社の主たる事務所又は当該保険持株会社の子会社である保険会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

一 法第二百七十一条の十一第一項の規定による報告及び資料の提出の命令

二 法第二百七十一条の十二第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

5 前項各号に掲げる権限で保険持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又はその子会社（その施設を含む。）（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

6 保険会社を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有するものについては国内における主たる事務所を主たる事務所と、保険会社を子会社とする外国の持株会社で国内に事務所を有しないものにつ

いては主たる事務所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなして、前二項の規定を適用する。

7 長官権限のうち次に掲げるものは、生命保険募集人又は損害保険代理店の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第二百二十七条第七号、第二百九条第九号及び第二百三十四条第八号の規定による届出（生命保険募集人、損害保険代理店又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）のうち内閣府令で定めるものの受理

二 法第二百七十六条、第二百七十八条第一項及び第二百八十条第二項の規定による登録並びに法第二百七十九条第一項の規定による登録の拒否

三 法第二百七十七条第一項の規定による書類の受理並びに法第二百八十条第一項及び第三百二条の規定による届出の受理

四 法第二百七十八条第一項の規定による生命保険募集人登録簿及び損害保険代理店登録簿の備付け

五 法第二百七十八条第二項、第二百七十九条第二項及び第四項、第二百八十条第二項並びに第三百八

条第二項の規定による通知

六 法第二百七十九条第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出の機会の付与及び意見の聴取

七 法第二百五十五条の規定による報告及び資料の提出の命令並びに立入検査及び質問

八 法第二百六条の規定による命令

九 法第二百七条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

十 法第二百七条第二項の規定による公告及び登録の取消し

十一 法第二百八条第一項の規定による登録の抹消

8 長官権限のうち次に掲げるものは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第二百八十六条、第二百八十八条第一項及び第二百九十条第二項の規定による登録並びに法第二百八十九条第一項の規定による登録の拒否

二 法第二百八十七条第一項及び第三百四条の規定による書類の受理並びに法第二百九十条第一項、第

- 二百九十一条第三項、第五項及び第八項並びに第三百二条の規定による届出の受理
- 三 法第二百八十八条第一項の規定による保険仲立人登録簿の備付け
- 四 法第二百八十八条第二項並びに第二百八十九条第二項及び第四項の規定による通知
- 五 法第二百八十八条第三項の規定による公衆への縦覧
- 六 法第二百八十九条第二項の規定による出頭の要求、証拠の提出の機会の付与及び意見の聴取
- 七 法第二百九十一条第四項及び第二百九十二条第二項の規定による供託の命令
- 八 法第二百九十一条第十項及び第二百九十二条第一項の規定による承認
- 九 法第二百九十一条第十一項の規定による指定
- 十 法第二百五条の規定による報告及び資料の提出の命令並びに立入検査及び質問
- 十一 法第三百六条の規定による命令
- 十二 法第二百七条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令
- 十三 法第二百七条第二項の規定による公告及び登録の取消し
- 十四 法第二百八条第一項の規定による登録の抹消

- 9 第七項第一号及び第七号並びに前項第十号に掲げる権限で生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人（以下この条において「生命保険募集人等」という。）の主たる事務所以外の事務所（以下この項及び次項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該生命保険募集人等の当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 10 前項の規定により、生命保険募集人等の従たる事務所に対して報告若しくは資料の提出の求め又は立入検査若しくは質問（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該生命保険募集人等の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所に対し、検査等を行うことができる。
- 11 第七項から前項までの規定は、第七項各号及び第八項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
- 12 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを廃止し、又

は変更したときも、同様とする。

附則第三条中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

附則に次の一条を加える。

(財務局長等への権限の委任)

第五条 長官権限のうち法附則第一百五十一条の規定による届出の受理及び同条第二項の規定による登録の抹消は、同条第一項及び第二項に規定する旧法登録の生命保険募集人等の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。

2 長官権限のうち法附則第一百九条第一項の規定による認可及び同条第二項の規定による認可の取消しは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。

3 前項の規定は、同項に規定する長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

4 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを廃止し、又

は変更したときも、同様とする。

（特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八十四条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行令（平成八年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「総理府令・大蔵省令」を「内閣府令・財務省令」に、「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「金融庁長官及び財務大臣」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第八十五条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成八年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

本則（第七条を除く。）中「金融再生委員会」を「金融庁長官」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第七条を次のように改める。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第七条 法第九十四條の十五に規定する政令で定めるものは、法第七十八條第一項の規定による破産の申立て（金融機関に係るものに限る。）とする。

（社債等登録法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第八十六条 社債等登録法施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六条（見出しを含む。）中「総理府令・法務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

（預金保険機構債券令の一部改正）

第八十七条 預金保険機構債券令（平成十年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「金融再生委員会及び大蔵大臣」を「金融庁長官及び財務大臣」に、「金融再生委員会と」を「内閣総理大臣と」に改める。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

第八十八条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第四条第五号中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第十二条を次のように改める。

（財務局長等への権限の委任）

第十二条 法第六十二条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（法第五十三条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。）は、特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第五十六条第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第五十六条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で特定目的会社の主たる営業所以外の営業所又は事務所（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社の主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令の一部改正)

第八十九条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令(平成十年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条、第三条第一項第二号及び第十五条第二号を除く。)中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に、「総理府令・労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第二条、第三条第一項第二号及び第十五条第二号中「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に改める。

（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令の一部改正）

第九十条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令（平成十年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「金融再生委員会規則」を「内閣府令」に改める。

（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第九十一条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

（財務局長等への権限の委任）

第九条 金融システム改革法附則第四百四十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち金融システム改革法附則第百八条第二項及び第百十二条第二項に規定する権限は、それぞれ信用金庫又は

信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第九十二条 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令（平成十年政令第三百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十三条・第六十四条」に改める。

本則（第六十三条を除く。）中「総理府令」を「内閣府令」に、「金融再生委員会」を「金融庁長官」に改める。

第六十三条を次のように改める。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第六十三条 法第二百二十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第六条の規定による認可
- 二 法第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ及び第四十三条の規定による法第六条の認可の取

消し

本則に次の一条を加える。

(財務局長等への権限の委任)

第六十四条 法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三編第一章及び第二章(第百九十七条を除く。)の規定による権限及びこの政令による金融庁長官の権限は、証券投資法人の本店の所在地又は本店が置かれることとなる所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二百十三条の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査及び質問の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二百十三条の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査及び質問の権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券投資法人の資産の運用を行う運用会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

(金融再生委員会組織令の一部改正)

第九十三条 金融再生委員会組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金融庁組織令

目次を次のように改める。

目次

第一章 内部部局

第一節 局の設置等(第一条・第四条)

第二節 特別な職の設置等(第五条・第六条)

第三節 課の設置等

第一款 総務企画局(第七条・第十三条)

第二款 検査局(第十四条・第十七条)

第三款 監督局(第十八条・第二十三条)

第二章 審議会等

第一節 企業会計審議会（第二十四条）

第二節 証券取引等監視委員会の事務局（第二十五条、第二十九条）

附則

「第一章 金融再生委員会の事務局」を「第一章 内部部局」に改める。

第一条を次のように改める。

（局の設置）

第一条 金融庁に、次の三局を置く。

総務企画局

検査局

監督局

第一条の前に次の節名を付する。

第一節 局の設置等

第二条から第四条までを削る。

「第二章 金融庁」、「第一節 内部部局」及び「第一款 部の設置等」を削る。

第五条から第十条までを削る。

第十一条の見出しを「（総務企画局の所掌事務）」に改め、同条第一項中「総務企画部においては、金融庁の所掌事務に関し、次の」を「総務企画局は、次に掲げる」に改め、同項第二号から第八号までを次のように改める。

二 金融庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び庁印の保管に関すること。

四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五 公文書類の審査に関すること。

六 金融庁の保有する情報の公開に関すること。

七 金融庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

八 金融庁の行政の考査に関すること。

第十一条第一項第三十九号を同項第四十一号とし、同項第三十八号中「金融機関等からの届出に係る事項等」を「届出及び通知を受けた事項並びに提供を受けた情報」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十七号を同項第三十九号とし、同項第三十五号及び第三十六号を削り、同項第三十四号中「社債等の」を「株式、社債その他の有価証券の保管、振替及び」に改め、同号を同項第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八 金融に係る知識の普及に関すること。

第十一条第一項第三十三号中「の監督」を削り、同号を同項第三十六号とし、同項第三十二号を削り、同項第三十一号中「設定」の下に「その他企業の財務」を加え、同号を同項第三十五号とし、同項第二十九号及び第三十号を削り、同項第二十八号を同項第三十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十三 金融先物取引所及びその会員の監督に関すること。

三十四 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二章から第二章の三までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

第十一条第一項第二十七号中「設立の免許及び」を削り、同号を同項第三十一号とし、同項第二十六号

中「調査、」を削り、「をする」を「に関する」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第二十五号中「を調整する」を「の調整に関する」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十四号を同項第二十八号とし、同項第二十三号を同項第二十七号とし、同項第二十一号及び第二十二号を削り、同項第二十号中「所管行政」を「金融庁の所掌事務」に改め、同号を同項第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十五 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。

二十六 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからイまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

第十一条第一項第十九号を削り、同項第十八号中「所管行政」を「金融庁の所掌事務」に、「を行う」を「に関する」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十七号中「所管行政に係る国際機関、外国の行政機関、国際会議等」を「所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十六号中「、立案及び推進」を「及び立案並びに推進」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十三号を同項第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

十九 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に
関すること。

二十 金融庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

第十一条第一項第十二号中「所管行政」を「金融庁の行政」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の
次に次の二号を加える。

十六 金融庁の所掌に属する検査その他の監督に関する事務を処理するため必要な情報の整理及び分析
並びにその結果の提供に関すること。

十七 金融庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

第十一条第一項第十一号中「職員」を「金融庁の職員」に、「その他」を「その他の」に改め、同号を
同項第十四号とし、同項第十号中「行政財産」を「金融庁所属の行政財産」に、「を管理する」を「の管
理に関する」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号中「経費」を「金融庁の所掌に係る経費」に
改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号の次に次の三号を加える。

九 国会との連絡に関すること。

十 広報に関すること。

十一 金融庁の機構及び定員に関すること。

第十一条第二項を次のように改め、同条を第二条とする。

2 前項の場合において、同項第二十三号に掲げる事務については検査局、監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十四号に掲げる事務については証券取引等監視委員会に属するものを、同項第二十七号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十一号から第三十三号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十七号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。

第十二条の見出しを「(検査局の所掌事務)」に改め、同条中「検査部においては、金融庁の所掌事務に関し、次の」を「検査局は、次に掲げる」に改め、同条ただし書中「及び第三号(同号ホに係る部分に限る。)」を削り、同条第一号中「第四条第三号、第五号及び第七号に規定する」を「第四条第三号イ及びハからホまでに掲げる」に改め、同条第二号中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削り、「並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」を、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法

律」に改め、「第四十六条第一項」の下に「並びに金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十二条第一項、第七十七条第一項及び第九十条第一項」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 次に掲げる者の検査に關すること。

イ 船主相互保険組合

ロ 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会

ハ 生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人

ニ 損害保険料率算出団体

ホ 貸金業を営む者及び全国貸金業協会連合会

ヘ 抵当証券業を営む者及び抵当証券業協会

ト 抵当証券保管機構

チ 特定目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二十一条第二項に規定する特定目的会社をいう。次条第一項第一号ラ及び第二十一条第一項第一号チに

において同じ。)

リ 商品投資販売業を営む者

又 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者

ル 不動産特定共同事業を営む者

ヲ 保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三条第二項に規定する保管振替機関をいう。）

ワ 登録機関（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第二条に規定する登録機関をいう。）

カ 前払式証券の第三者型発行者

ヨ 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構

タ 保険契約者保護機構

レ 投資者保護基金

第十二条を第三条とし、同条の次に次の一条、一節、節名及び款名を加える。

（監督局の所掌事務）

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ 銀行業、信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。第十三条第一号及び第二十条第一項第一号口において同じ。）又は無尽業を営む者

ロ 銀行持株会社

ハ 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

ニ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫

ホ 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

へ 生命保険業又は損害保険業を営む者

ト 保険持株会社

チ 船主相互保険組合

リ 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合
会

又 生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人

ル 証券業を営む者

ヲ 証券金融会社

ワ 証券投資信託委託業を営む者及び証券投資信託協会

カ 証券投資法人

ヨ 証券業協会

タ 投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。第十二条第一項第四号及び第二十三条第一項第一号へにおいて同じ。）を営む者、証券

投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会

レ 金融先物取引業を営む者及び金融先物取引業協会

ロ 貸金業を営む者及び全国貸金業協会連合会

ツ 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三

十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。第二十一条第一項第一号ホにおいて同じ

）。

ネ 抵当証券業を営む者及び抵当証券業協会

ナ 抵当証券保管機構

ラ 特定目的会社

ム 商品投資販売業を営む者

ウ 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者

エ 不動産特定共同事業を営む者

二 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

三 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第十九条第一項第八号において同じ。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

四 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第二項に規定する合併等をいう。第十九条第一項第九号において同じ。）の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

五 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること（金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理の実施に関するものに限る。）。

六 金融危機対応会議の庶務に関すること。

七 前払式証票の規制に関すること。

八 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

九 保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。第二十二条第一項第三号において同じ。）

の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

十 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十一 自動車損害賠償責任共済に関すること。

十二 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

十三 投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。

2 前項の場合において、同項第一号イからヌまで、ヲからカまで、タ、ソ及びネからニまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号、第十号及び第十二号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号ル及びレに掲げる者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同号ヨに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

第二節 特別な職の設置等

(審議官及び金融先物取引所監理官)

第五条 総務企画局に、審議官二人及び金融先物取引所監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する特に重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

3 金融先物取引所監理官は、命を受けて、金融庁の所掌事務のうち金融先物取引所の監督その他金融先物取引所に関する事務を総括整理する。

（参事官及び特定金融情報管理官）

第六条 総務企画局に、参事官四人及び特定金融情報管理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する特に重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3 特定金融情報管理官は、命を受けて、第二条第一項第四十号に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第三節 課の設置等

第一款 総務企画局

第十三条を削る。

「第二款 課の設置等」及び「第一目 総務企画部」を削る。

第十四条の見出しを「（総務企画局に置く課）」に改め、同条中「総務企画部」を「総務企画局」に改め、同条を第七条とする。

第十五条の見出しを「（総務課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第二号から第十一号までを次のように改める。

- 一 金融庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。
- 三 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 公文書類の審査及び進達に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

七 金融庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

八 金融庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

九 金融庁の行政の考査に関すること。

十 金融庁の事務能率の増進に関すること。

十一 国会との連絡に関すること。

第十五条第二十二号を同条第二十三号とし、同条第二十一号中「金融機関等からの届出に係る事項等」を「届出及び通知を受けた事項並びに提供を受けた情報」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第二十号を削り、同条第十九号中「所管行政に係る」を「所掌に属する検査その他の監督に関する事務を処理するため必要な」に改め、同号を同条第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 金融庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

第十五条第十八号中「金融庁の所管行政」を「金融庁の行政」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十七号を削り、同条第十六号中「職員」を「金融庁の職員」に、「その他」を「その他の」に改め、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 金融庁の職員に貸与する宿舍に関すること。

第十五条第十五号中「営繕」を「金融庁所属の建築物の営繕」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「取締り」を「管理」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「行政財産」を「金融庁所属の行政財産」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「経費」を「金融庁の所掌に係る経費」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加え、同条を第八条とする。

十二 金融庁の機構及び定員に関すること。

第十六条の見出しを「（政策課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第七号を削り、同条第六号を同条第七号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

第十六条第十二号を削り、同条第十一号中「所管行政」を「所掌」に、「職員等に対して、その職務を行つたため」を「職員及びその他の関係者に対して、」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「

関し調査研究を行う」を「関する調査及び研究に関する」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「調査研究を行う」を「調査及び研究に関する」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加え、同条を第九条とする。

八 金融に係る知識の普及に関すること。

第十七条の見出しを「（国際課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「、立案及び推進」を「及び立案並びに推進」に改め、同条第二号中「所管行政に係る国際機関、外国の行政機関、国際会議等」を「所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体」に改め、同条第三号中「所管行政」を「所掌事務」に改め、同条第四号を削り、同条を第十条とする。

第十八条の見出しを「（企画課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「所管金融機関等」を「金融機関等」に改め、「調査、」を削り、同条第三号中「を行う」を「に関する」に改め、同条第四号中「所管行政」を「所掌事務」に、「を行う」を「に関する」に改め、同条第五号中「所管行政」を「所掌事務」に改め、同条第六号中「所管金融機関等」を「

金融機関等」に改め、「調査、」を削り、「をする」を「に関する」に改め、同条第七号から第九号までを次のように改める。

七 金融取引の高度化に関する制度の企画及び立案に関すること。

八 金融業に係る持株会社に関する制度の企画及び立案に関すること。

九 資産の流動化に関する制度の企画及び立案に関すること。

第十八条第十号及び第十一号中「をする」を「に関する」に改め、同条第十二号中「所管行政」を「所掌事務」に、「を行うこと」を「に関すること」（他課の所掌に属するものを除く。）「に改め、同条第十号中「金融審議会」の下に「の庶務（金利調整分科会に係るものを除く。）」を加え、同条第十四号を削り、同条を第十一条とする。

第十九条の見出しを「（市場課の所掌事務）」に改め、同条第一項中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同項第一号中「調査、」を削り、「をする」を「に関する」に改め、「（第十二号に掲げるものを除く。）」を削り、同項第二号から第四号までの規定中「調査、」を削り、「をする」を「に関する」に改め、同項第五号中「を調整する」を「の調整に関する」に改め、同項第六号中「金利調整

審議会」を「金融審議会金利調整分科会の庶務」に改め、同項第七号中「設立の免許及び」を削り、同項第十一号を削り、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 金融先物取引所及びその会員の監督に関すること。

第十九条第一項第十二号を次のように改める。

十二 証券取引法第二章から第二章の三までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

第十九条第一項第十三号を削り、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号中「設定」の下に「その他企業の財務」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十六号を削り、同項第十七号中「企業会計審議会」の下に「の庶務」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十八号中「調査、」を削り、「をする」を「に関する」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十九号を同項第十七号とし、同項第二十号中「庶務を行う」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第二十一号中「公認会計士審査会」の下に「の庶務」を加え、同号を同項第十九号とし、同項第二十二号中「社債等の」を「株式、社債その他有価証券

の保管、振替及び」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二十三号及び第二十四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条を第十二条とする。

2 前項の場合において、同項第七号から第九号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第二十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。

第二十条の見出しを「（信用課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「調査、」を削り、「を」を「に関する」に改め、同条第二号中「、中小企業等協同組合法」を「及び中小企業等協同組合法」に改め、「及び信用保証協会」及び「調査、」を削り、「を」を「に関する」に改め、同条第三号中「農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び」及び「調査、」を削り、「を」を「に関する」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に関する制度の企画及び立案に関すること。
第二十条第十五号を削り、同条第十四号中「調査、」を削り、「を」を「に関する」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「調査、」を削り、「を」を「に関する」に改め、同号を同条

第十四号とし、同条第十二号中「調査、」を削り、「をする」を「に関する」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十一号中「調査、」を削り、「をする」を「に関する」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第十号中「調査、」を削り、「をする」を「に関する」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第九号中「調査、」を削り、「をする」を「に関する」に改め、同条を同条第十号とし、同条第八号中「調査、」を削り、「をする」を「に関する」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「監督部」を「監督局」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「及び準備預金」及び「調査、」を削り、「をする」を「に関する」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加え、同条を第十三条とする。

五 預金保険及び農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画及び立案に関すること。

「第二目 検査部」を削る。

第二十一条の見出しを「（検査局に置く課等）」に改め、同条中「検査部」を「検査局」に改め、同条を第十四条とし、同条の前に次の款名を付する。

第二款 検査局

第二十二条の見出しを「（総務課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「検査部の事務の」を「検査局の所掌事務に関する」に改め、同条第二号中「検査部」を「検査局」に、「関して」を「関する」に、「と事務の連絡調整を行う」を「この事務の連絡調整に関する」に改め、同条第三号中「第十二条各号」を「第三条各号」に、「この目」を「この款」に、「樹立」を「作成」に改め、同条第六号中「指導監督を行う」を「指導及び監督に関する」に改め、同条第七号中「検査部の事務で、」を「検査局の所掌事務で」に、「を行う」を「に関する」に改め、同条第十五条とする。

第二十三条の見出しを「（審査課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号中「を審査する」を「の審査に関する」に改め、同条を第十六条とする。

第二十四条の見出しを「（検査監理官の職務）」に改め、同条を第十七条とする。

「第三目 監督部」を削る。

第二十五条の見出しを「（監督局に置く課）」に改め、同条中「監督部」を「監督局」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款 監督局

第二十六条の見出しを「（総務課の所掌事務）」に改め、同条第一項中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同項第一号中「監督部の事務の」を「監督局の所掌事務に関する」に改め、同項第二号中「監督部」を「監督局」に、「関して」を「関する」に、「と事務の連絡調整を行う」を「この事務の連絡調整に関する」に改め、同項第三号中「監督部」を「監督局」に改め、同項第四号中「立案及び推進」を「及び立案並びに推進」に改め、同項第五号中「指導監督を行う」を「指導及び監督に関する」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 次に掲げる者の監督に関すること。

イ 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合

法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

ロ 農業協同組合法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業

協同組合法第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十

七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産

加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫

八 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

第二十六条第一項第七号を削り、同項第八号中「監督」を「業務及び組織の適正な運営の確保」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 預金保険機構による資金援助に係る金融機関の合併等の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

第二十六条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等の適格性の認定及びあつせんを行うこと。

第二十六条第一項第十一号を次のように改める。

十一 金融危機対応会議の庶務に関すること。

第二十六条第一項第十二号中「監督部」を「監督局」に改め、同条第二項中「同項第六号から第八号まで」を「同項第六号及び第七号」に、「検査部」を「検査局」に改め、同条を第十九条とする。

第二十七条の見出しを「（銀行第一課の所掌事務）」に改め、同条第一項中「においては、次の」を「

は、次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者の監督に關すること。ただし、イにあつては次条第一項第一号イに掲げる者を、八にあつては同号八に掲げる者を除くものとする。

イ 銀行業を営む者

ロ 信託業を営む者

ハ 銀行持株会社

ニ 金融先物取引業を営む者及び金融先物取引業協会

第二十七条第一項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号及び第八号を削る。

第二十七条第二項を次のように改め、同条を第二十条とする。

2 前項の場合において、同項第一号イから八に掲げる者の監督に關する事務については検査局の所掌に属するものを、同号二に掲げる者の監督に關する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

第二十八条の見出しを「(銀行第二課の所掌事務)」に改め、同条第一項中「においては、次の」を「

は、次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ 銀行業を営む者（社団法人全国地方銀行協会又は社団法人第二地方銀行協会の会員その他金融庁長官が定める者に限る。）

ロ 無尽業を営む者

ハ 銀行持株会社（その子会社とする銀行がすべてイに掲げる者であるものに限る。）

ニ 貸金業を営む者

ホ 特定金融会社等

ヘ 抵当証券業を営む者及び抵当証券業協会

ト 抵当証券保管機構

チ 特定目的会社

リ 商品投資販売業を営む者

又 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者

ル 不動産特定共同事業を営む者

第二十八条第一項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第十二号までを削り、第十三号を第三号とし、第十四号及び第十五号を削り、同条第二項中「同項第一号から第四号まで及び第八号から第十三号まで」を「同項第一号（同号ホに係る部分を除く。）及び第三号」に、「検査部」を「検査局」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十九条の見出しを「（保険課の所掌事務）」に改め、同条第一項中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ 生命保険業又は損害保険業を営む者

ロ 保険持株会社

ハ 船主相互保険組合

ニ 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合

会

ホ 生命保険募集人、損害保険代理店及び保険仲立人

第二十九条第一項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「設立の認可及び監督」を「業務及び組織の適正な運営の確保」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号中「保険業法の規定に基づいて、」を削り、同号を同項第三号とし、同項第七号から第九号までを削り、同項第十号中「損害保険料率算出団体」の下に「の業務及び組織の適正な運営の確保」を加え、同号を同項第四号とし、同項第十一号及び第十二号を削り、同項第十三号を同項第五号とし、同項第十四号中「自動車損害賠償責任保険審議会」の下に「の庶務」を加え、同号を同項第六号とする。

第二十九条第二項を次のように改め、同条を第二十二条とする。

2 前項の場合において、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第五号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

第三十条の見出しを「（証券課の所掌事務）」に改め、同条第一項中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イ 証券業を営む者

ロ 証券金融会社

ハ 証券投資信託委託業を営む者及び証券投資信託協会

ニ 証券投資法人

ホ 証券業協会

ヘ 投資顧問業を営む者、証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会

第三十条第一項第二号中「設立の認可及び監督」を「業務及び組織の適正な運営の確保」に改め、同項第三号中「証券取引法の規定に基づいて、」を削り、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号を同項第四号とし、同項第八号から第十三号までを削り、同条第二項を次のように改め、同条を第二十三条とする。

2 前項の場合において、同項第一号イに掲げる者の監督に関する事務及び第四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ロからニまで及びへに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一

号ホに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

「第二節 審議会等」及び「第一款 審議会等」を削る。

第三十一条の見出しを削り、同条第二項を次のように改める。

2 企業会計審議会は、企業会計の基準及び監査基準の設定、原価計算の統一その他企業会計制度の整備改善について調査審議し、その結果を内閣総理大臣、金融庁長官又は関係各行政機関に対して報告し、又は建議する。

第三十一条第四項を削り、同条を第二十四条とし、同条の前に次の章名及び節名を付する。

第二章 審議会等

第一節 企業会計審議会

「第二款 証券取引等監視委員会の事務局」を削る。

第三十二条第二項中「局務」を「事務局の事務」に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 証券取引等監視委員会の事務局

第三十三条の見出しを「（事務局に置く課）」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十四条の見出しを「（総務検査課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第二号を次のよう改める。

二 監視事務（証券取引等監視委員会の所掌に属する事務をいう。以下この号において同じ。）に従事する職員の訓練及び監視事務の指導及び監督に関すること（特別調査課の所掌に属するものを除く。）。

第三十四条第四号中「第三十一条から第三十四条まで」を「第二十条から第二十二条まで」に改め、同条第五号中「特別調査課の」を「他の」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十五条の見出しを「（特別調査課の所掌事務）」に改め、同条中「においては、次の」を「は、次に掲げる」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 証券取引及び金融先物取引に係る犯則事件の調査（次号において「犯則事件の調査」という。）に
関すること。

第三十五条第二号を削り、同条第三号中「指導監督を行う」を「指導及び監督に関する」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条を第二十八条とする。

第三十六条中「第三十二条」を「第二十五条」に、「総理府令」を「内閣府令」に改め、同条を第二十九条とする。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項を附則第二条とし、同条に見出しとして「（金融監督庁組織令の廃止）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（監督局の所掌事務の特例）

第三条 監督局は、第四条に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の規定に基づく事務
 - 二 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百四十三号）の規定に基づく事務
- く事務

2 監督局は、第四条に規定する事務及び前項各号に掲げる事務のほか、金融機能の再生のための緊急措

置に関する法律の規定に基づく株価算定委員会の事務が終了する日として法附則第九条第一項に規定する政令で定める日までの間、株価算定委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

附則第三項中「第七条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項を附則第四条とし、同条に見出しとして「（総務企画局審議官の設置期間の特例）」を付する。

附則第四項中「第八条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項を附則第五条とし、同条に見出しとして「（総務企画局参事官の設置期間の特例）」を付する。

附則第五項中「第二十五条の銀行第二課」を「監督局銀行第二課」に改め、同項を附則第六条とし、同条に見出しとして「（監督局銀行第二課の設置期間の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（監督局総務課の所掌事務の特例）

第七条 監督局総務課は、第十九条に規定する事務のほか、第二十条の規定にかかわらず、当分の間、預金保険法附則第七条第一項に規定する協定銀行の監督に関する事務をつかさどるものとする。

附則第六項を削る。

（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令の一部改正）

第九十四条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成十一年政令第百五十六号

）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「総理府令」を「内閣府令」に改める。

第九条を次のように改める。

（財務局長等への権限の委任）

第九条 法第十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（次項において「長官権限」という

。）は、特定金融会社等の主たる営業所又は事務所の住所を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第十条の規定による報告の徴収の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 前項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

3 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、第二条中内閣官房組織令附則第二項の改正規定(「中央省庁等改革推進本部令」を「中央省庁等改革推進本部の組織等に関する政令」に改める部分に限る。)、第三条中中央省庁等改革推進本部令の題名の改正規定及び附則第七条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

(国民生活審議会の委員等に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に従前の経済企画庁の国民生活審議会の委員である者は、この政令の施行の日に、第九条の規定による改正後の国民生活審議会令(以下この条において「新国民生活審議会令」という。)第三条第一項の規定により、内閣府の国民生活審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における従前の経済企画庁の国民生活審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この政令の施行の際現に従前の経済企画庁の国民生活審議会の会長である者は、この政令の施行の日に、新国民生活審議会令第二条第一項の規定により、内閣府の国民生活審議会の会長として定められたもの

とみなす。

3 この政令の施行の際現に従前の経済企画庁の国民生活審議会の特別委員である者は、この政令の施行の日に、新国民生活審議会令第三条第四項の規定により、内閣府の国民生活審議会の臨時委員として任命されたものとみなす。

4 この政令の施行の際現に従前の経済企画庁の国民生活審議会の専門委員（関係行政機関の職員のうちから任命されたものを除く。）である者は、この政令の施行の日に、新国民生活審議会令第三条第六項の規定により、内閣府の国民生活審議会の専門委員として任命されたものとみなす。

（税制調査会の委員等に関する経過措置）

第三条 この政令の施行の際現に従前の総理府の税制調査会の委員、特別委員又は専門委員である者は、それぞれこの政令の施行の日に、第十一条の規定による改正後の税制調査会令（以下この条において「新税制調査会令」という。）第三条第一項の規定により、内閣府の税制調査会の委員、特別委員又は専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の税制調査会の委員としての任期の残任期間と

同一の期間とする。

2 この政令の施行の際現に従前の総理府の税制調査会の会長である者は、この政令の施行の日に、新税制調査会令第二条第一項の規定により、内閣府の税制調査会の会長として定められたものとみなす。

3 この政令の施行の際現に第十一条の規定による改正前の税制調査会令第二条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名された者である者は、この政令の施行の日に、新税制調査会令第二条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(経済戦略会議の委員等に関する経過措置)

第四条 この政令の施行の際現に従前の総理府の経済戦略会議の委員である者は、この政令の施行の日に、

第三十条の規定による改正後の経済戦略会議令(以下この条において「新経済戦略会議令」という。)第

二条第一項の規定により、内閣府の経済戦略会議の委員として任命されたものとみなす。

2 この政令の施行の際現に従前の総理府の経済戦略会議の議長である者は、この政令の施行の日に、新経済戦略会議令第三条第一項の規定により、内閣府の経済戦略会議の議長として定められたものとみなす。

3 この政令の施行の際現に第三十条の規定による改正前の経済戦略会議令第三条第三項の規定により議長

の職務を代理する委員として指名された者である者は、この政令の施行の日に、新経済戦略会議令第三条第三項の規定により議長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(民間資金等活用事業推進委員会の委員等に関する経過措置)

第五条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)第千三百十条の規定により内閣府の民間資金等活用事業推進委員会の委員として任命されたものとみなされる者の任期は、第三十二条の規定による改正後の民間資金等活用事業推進委員会令(以下この条において「新民間資金等活用事業推進委員会令」という。)第一条第一項の規定にかかわらず、この政令の施行の日における従前の総理府の民間資金等活用事業推進委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この政令の施行の際現に従前の総理府の民間資金等活用事業推進委員会の委員長である者は、この政令の施行の日に、新民間資金等活用事業推進委員会令第二条第一項の規定により、内閣府の民間資金等活用事業推進委員会の委員長として定められたものとみなす。

3 この政令の施行の際現に従前の総理府の民間資金等活用事業推進委員会の専門委員である者は、この政令の施行の日に、新民間資金等活用事業推進委員会令第三条第一項の規定により、内閣府の民間資金等活

用事業推進委員会の専門委員として任命されたものとみなす。

（自衛隊員倫理審査会の委員等に関する経過措置）

第六条 この政令の施行の際現に従前の総理府に置かれた防衛庁の自衛隊員倫理審査会（以下この条において「旧自衛隊員倫理審査会」という。）の委員である者は、この政令の施行の日に、自衛隊員倫理審査会令（平成十二年政令第七十四号）第二条の規定により、内閣府に置かれる防衛庁の自衛隊員倫理審査会（以下この条において「新自衛隊員倫理審査会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同令第三条第一項の規定にかかわらず、同日における旧自衛隊員倫理審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この政令の施行の際現に旧自衛隊員倫理審査会の会長である者は、この政令の施行の日に、自衛隊員倫理審査会令第四条第一項の規定により、新自衛隊員倫理審査会の会長として選任されたものとみなす。

（原子力委員会の参与に関する経過措置）

第七条 この政令の施行の日の前日において原子力委員会の参与（学識経験のある者のうちから任命されたものに限る。）である者の任期は、第六条の規定による改正前の原子力委員会及び原子力安全委員会設置

法施行令第二条第四項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（中央防災会議の委員に関する経過措置）

第八条 この政令の施行の日の前日において中央防災会議の委員（学識経験のある者のうちから任命されたものに限る。）である者の任期は、第十二条の規定による改正前の災害対策基本法施行令第三条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（企業会計審議会の会長等に関する経過措置）

第九条 この政令の施行の日の前日において企業会計審議会の会長又は委員である者の任期は、第六十五条の規定による改正前の企業会計審議会令第五条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（金融再生委員会規則に関する経過措置）

第十条 この政令の施行の際現に効力を有する金融再生委員会規則で、第八十九条の規定による改正後の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令又は第九十条の規定による改正後の金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令の規定により内閣府令で定めるべき事項を定めているものは、この政令の施行後は、内閣府令としての効力を有するものとする。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第十七条の規定により」の下に「、内閣総務官」を加える。

理由

中央省庁等改革のため内閣関係政令等の規定を整備する必要があるからである。